

清瀬市高齢者保健福祉計画

第9期介護保険事業計画

令和6年3月
清瀬市

はじめに

清瀬市人口ビジョン（平成 28 年 3 月）の将来人口によると、団塊世代が 75 歳以上となる令和 7 年（2025 年）には高齢化率が 28.3%、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年（2040 年）には高齢化率が 32.7%になると予測されております。また、独居高齢者の増加や医療と介護の複合的ニーズを抱えた高齢者の増加、認知症の方の増加などが見込まれることから、今後も個人の事情や状況に応じた適切な支援が求められると考えております。



こうした状況を踏まえ、令和 6 年（2024 年）度から 3 年間の「清瀬市高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」を策定いたしました。

本計画は、前計画の理念や考え方を踏襲するとともに、令和 5 年（2023 年）6 月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえた認知症に対する対応や普及啓発等を推進しつつ、国際社会共通の目標である SDGs（持続可能な開発目標）が目指す「誰一人取り残さない」という視点を取り入れ、「高齢者がその人らしく健幸に暮らしていける清瀬」を基本理念としています。

また、基本目標として、「住み慣れた地域で自分らしく不安なく暮らす」、「一人ひとりの尊厳が守られその人らしくいきいきと暮らす」、「いつまでも元気に介護を必要とせずに暮らす」、「介護が必要となっても安心して暮らす」の 4 つを掲げています。

本計画を遂行していくことで、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたりご協力いただいた策定委員会の皆様をはじめ、アンケートやパブリックコメントを通じ貴重なご意見をいただいた市民の皆様など、関係された全ての方々に心から感謝を申し上げます。

令和 6 年 3 月

清瀬市長

塩谷桂司

<目 次>

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 介護保険制度の見直し.....	2
3 計画の位置付け	4
4 計画の期間	5
5 計画策定の体制	6
6 計画の評価・点検・推進.....	7
7 日常生活圏域	8

第2章 高齢者を取り巻く現況・課題

1 市の人口の推移・推計.....	10
2 第1号被保険者数の推移・推計	11
3 世帯数の推移	11
4 要支援・要介護認定者数と認定率の推移・推計	12
5 認知症高齢者日常生活自立度	14
6 アンケート調査結果から見た主な課題.....	15
7 前期計画の取組評価	22
8 課題の整理（本計画策定に向けた主な視点）	25

第3章 基本理念、基本目標及び施策の体系

1 基本理念.....	26
2 基本目標.....	27
3 施策の体系	28

第4章 施策の展開

1 住み慣れた地域で自分らしく不安なく暮らす	29
2 一人ひとりの尊厳が守られ その人らしくいきいきと暮らす	41
3 いつまでも元気に介護を必要とせずに暮らす	45
4 介護が必要となっても安心して暮らす.....	49

第5章 介護保険料の設定

1 介護保険料算定の流れ.....	66
2 介護保険サービス費の推計	67
3 介護保険料の算定	71

資 料 編

1	評価策定委員会運営要綱.....	75
2	評価策定委員会名簿（令和6年3月時点）	77
3	評価策定委員会検討経緯.....	78
4	用語集.....	79
5	事業・施策担当一覧	84

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市の人口は平成30年（2018年）まで微増し、平成25年（2013年）からは7万4千人台を維持しています。また、65歳以上の高齢者人口は、令和5年（2023年）10月時点で約2万人、高齢化率は27.9%ですが、清瀬市人口ビジョン（平成28年3月）における将来人口によると、将来的には、高齢者人口、高齢化率ともに増加することが予測され、特に、団塊ジュニア世代^(※1)が65歳以上となる令和22年（2040年）を展望すると、総人口・現役世代人口が減少する中で、高齢者人口は増加し続け、高齢化率は32.7%となることが予測されています。

また、高齢者単身世帯や高齢者のみ世帯が増加するとともに、後期高齢者も増加し、医療と介護の双方を必要とする複合的ニーズを抱えた高齢者や、認知症高齢者が増加していくことも予想されています。

本市では、平成27年度（2015年度）に「第4次清瀬市長期総合計画」（平成28年度～令和7年度）を策定し、「手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬」をスローガンに掲げ、みんなで支え合い、いきいきと安心して暮らせる地域社会の構築を目指しています。また、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）を計画期間とした「清瀬市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」（以下、「前期計画」といいます。）では、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、誰もが地域で安心・安全に暮らせる地域共生社会の実現を目指し、様々な取組を行ってきました。

今後、介護サービス需要が更に増加し、また複合的ニーズの増加が予想される中で、全ての高齢者が、疾病の有無や要介護状態の度合いにかかわらず、住み慣れた地域で尊厳ある生活を継続していくためには、引き続き、地域包括ケアシステムの深化を図るとともに、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていくことが必要となります。

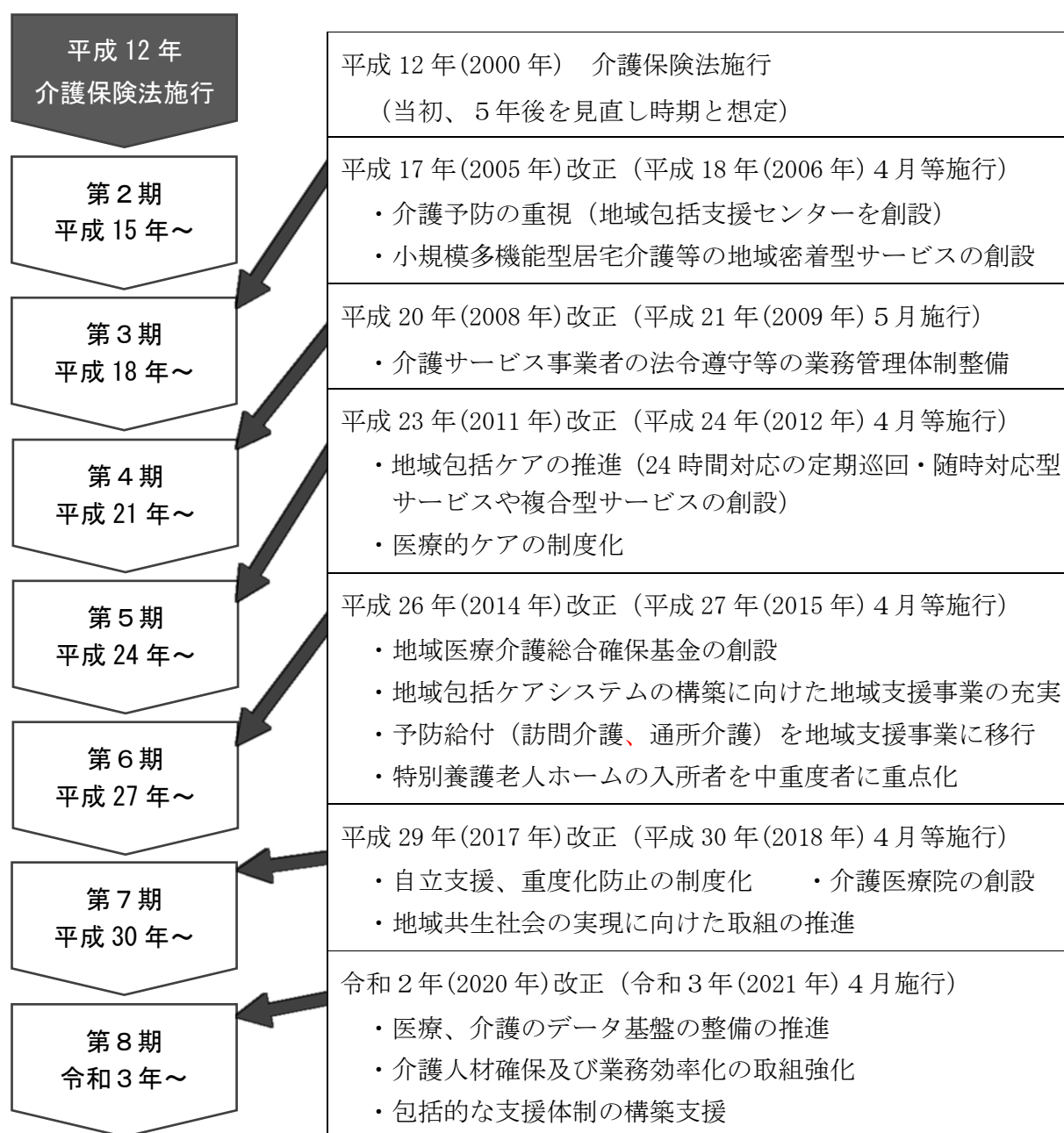
そのため、前期計画の理念や考え方を踏まえつつ、引き続き、本市の高齢者福祉施策の総合的な取組を推進することを目的に、「清瀬市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

(※1) **団塊ジュニア世代**：団塊世代（第一次ベビーブーム）の子どもの世代。1971年から1974年に生まれ、団塊世代に次いで人口が多い。第二次ベビーブームの世代。

2 介護保険制度の見直し

(1) これまでの介護保険制度の改正について

介護保険制度は、介護を必要とする人を社会全体で支え合うために作られた制度で、平成12年(2000年)に創設されました。原則3年に1度のサイクルで制度の見直しが行われ、保険料だけでなく、支援や介護のニーズに応じた様々な新しい体制やサービス、施設等が作られています。



(2) 介護保険制度の見直しにより市に求められていること

ア. 介護サービス基盤の計画的な整備

地域の実情に応じたサービス基盤の整備

将来的な人口動態によるサービス需要の見込みや生産年齢人口の動向を踏まえ、施設系サービス・居住系サービス・地域密着型サービスをバランス良く組み合わせて整備することが重要となる。

医療・介護連携の推進

高齢者単身世帯や85歳以上人口が増加する中で、医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加が予想されることから、自治体を中心に、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の機関の関連体制を強化するなど、医療・介護の更なる連携強化が重要となる。

在宅サービスの充実

高齢者単身世帯や高齢者のみで構成される世帯の増加、介護ニーズの多様化・増大に備え、柔軟なサービス提供によるケアの質の向上や、家族負担の軽減を図るために既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備を進めていくことが重要となる。

イ. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

地域共生社会の実現

地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていくうえで、地域住民や地域の多様な主体の参画や連携を通じて、引き続き「地域共生社会」の実現を目指すことが重要となる。

医療・介護情報基盤の整備

科学的介護情報システム（LIFE）^(※2)を利用し、医療機関・介護事業所等の間で必要なときに必要な情報を共有・活用することで、更なる地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることが重要となる。

保険者機能の強化

介護給付適正化の取組を推進する観点から、給付適正化事業について、保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するための見直しが必要となる。

ウ. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

介護人材及び介護現場の生産性の向上

生産年齢人口の急減で、介護人材の確保は一段と厳しくなることが想定される中、介護人材を確保するための総合的な取組を実施していくことが重要。また、将来にわたって安定的な介護サービスの提供体制を確保していく観点から、介護現場の生産性向上の取組を一層推進していくことが重要となる。

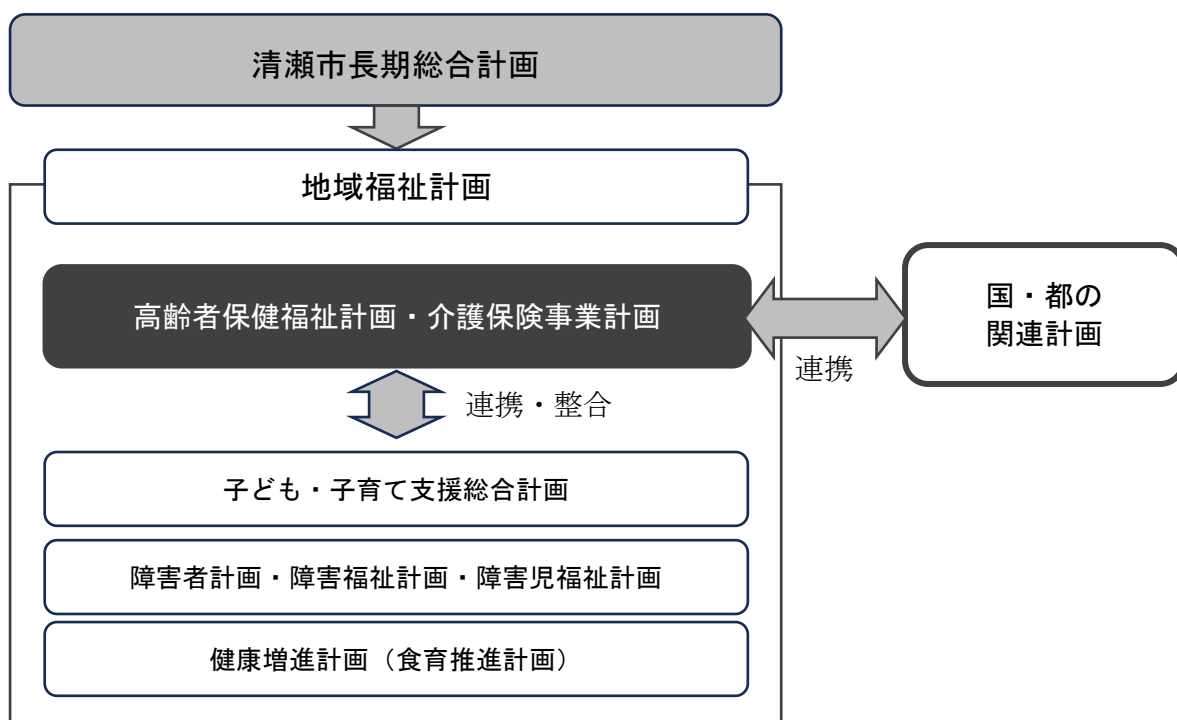
^(※2) 科学的介護情報システム（LIFE）：令和3年（2021年）の介護報酬改定で導入されたシステムで、利用者の状態やケア内容などを全国規模で蓄積する大規模なデータベース。

3 計画の位置付け

本計画のうち、「高齢者保健福祉計画」は、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定される市町村老人福祉計画です。また、「介護保険事業計画」は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第117条に規定される「市町村介護保険事業計画」に基づき策定する計画です。

これらは一体的に作成することが介護保険法第117条に定められていることから、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」として策定しています。

また、本計画は、第4次清瀬市長期総合計画及び第4次清瀬市地域福祉計画を上位計画とし、その他の個別計画との整合性を図りつつ策定するとともに、国際社会共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の基本理念である「誰一人取り残さない」という視点を取り入れ、計画を策定していきます。



4 計画の期間

本計画の期間は令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間とし、年度毎に施策の取組評価を行います。

高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の計画期間

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
第8期			清瀬市高齢者保健福祉計画 ・第9期介護保険事業計画			第10期		

市の他計画及び計画期間

計画		計画期間	
市		第4次長期総合計画	平成28～令和7年度（10年間）
	地域	第4次地域福祉計画	平成30～令和8年度（9年間）
	子ども	子ども・子育て支援総合計画	令和2～6年度（5年間）
	障害児・者	障害者計画	令和6～11年度（6年間）
		第7期障害福祉計画	令和6～8年度（3年間）
		第3期障害児福祉計画	令和6～8年度（3年間）
	高齢者	高齢者保健福祉計画	令和6～8年度（3年間）
		第9期介護保険事業計画	令和6～8年度（3年間）
	健康	第2次健康増進計画（食育推進計画）	平成30～令和8年度（9年間）
		第3期国民健康保険データヘルス計画	令和6～11年度（6年間）
		第4期特定健康診査等実施計画	令和6～11年度（6年間）
社会福祉協議会	第4次清瀬市民地域福祉活動計画	令和4～9年度（6年間）	

5 計画策定の体制

(1) アンケート調査の実施

アンケート調査は、高齢者福祉及び介護保険サービスの一層の向上を図ることを目的に、本計画を策定する際の基礎資料とするために実施しました。

清瀬市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定に向けた調査

調査名	65歳以上及び 要支援1・2の方への調査 ＜介護予防・日常生活圏域ニーズ調査＞	要介護認定者 の方への調査 ＜在宅介護実態調査＞	介護保険事業所 への調査
調査対象	介護保険の認定を受けていない 65歳以上、あるいは介護保険で要支援1・2の認定を受けている方	介護保険で要介護1～5の認定を受けており、施設入所をしていない方	市内にある介護保険事業所（法人単位）
調査対象数	1,600件	1,000件	53件
回収数	1,149件	523件	41件
回収率	71.8%	52.3%	77.4%
記名の有無	無記名式		記名式
調査期間	令和4年11月27日～令和4年12月22日		
調査方法	郵送配布、郵送及びWeb回収		

(2) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたっては、幅広く市民のご意見を聴取するため、令和5年（2023年）12月22日から令和6年（2024年）1月15日までパブリックコメントを実施しました。

(3) 計画案を説明するための動画配信

市民へ計画の策定状況や計画内容を説明するため、令和5年（2023年）12月22日から令和6年（2024年）1月15日まで市のホームページにおいて動画配信を行いました。

(4) 策定体制

本計画は、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、市民から構成される「清瀬市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）評価策定委員会」が中心となり、慎重な検討を経て、策定しました。

6 計画の評価・点検・推進

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進にあたっては、介護保険被保険者や介護サービス事業者の代表、医療や福祉の専門家等から選出された委員や公募の市民委員で構成する委員会において、PDCAサイクルによる継続的な評価と見直しを行います。

PDCAサイクルのイメージ



Plan (計画)	高齢者保健福祉施策及び介護保険事業をどのように進めていくか計画を立て、その方法や施策等を定めます。
Do (実行)	計画の内容を踏まえ、施策・事業を実施します。
Check (評価)	施策・事業の実施状況の整理や達成状況を把握し、計画の評価と進行管理を行います。また、その結果について、介護保険被保険者や介護サービス事業者代表、医療や福祉の専門家等から選出された委員や公募の市民委員で構成する委員会の意見を聴くとともに、市民に分かりやすい形で公表します。
Action (改善)	評価の結果を踏まえ、計画の見直しを実施します。

7 日常生活圏域

(1) 日常生活圏域

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続しながら、多様なサービスが受けられるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域のことです。

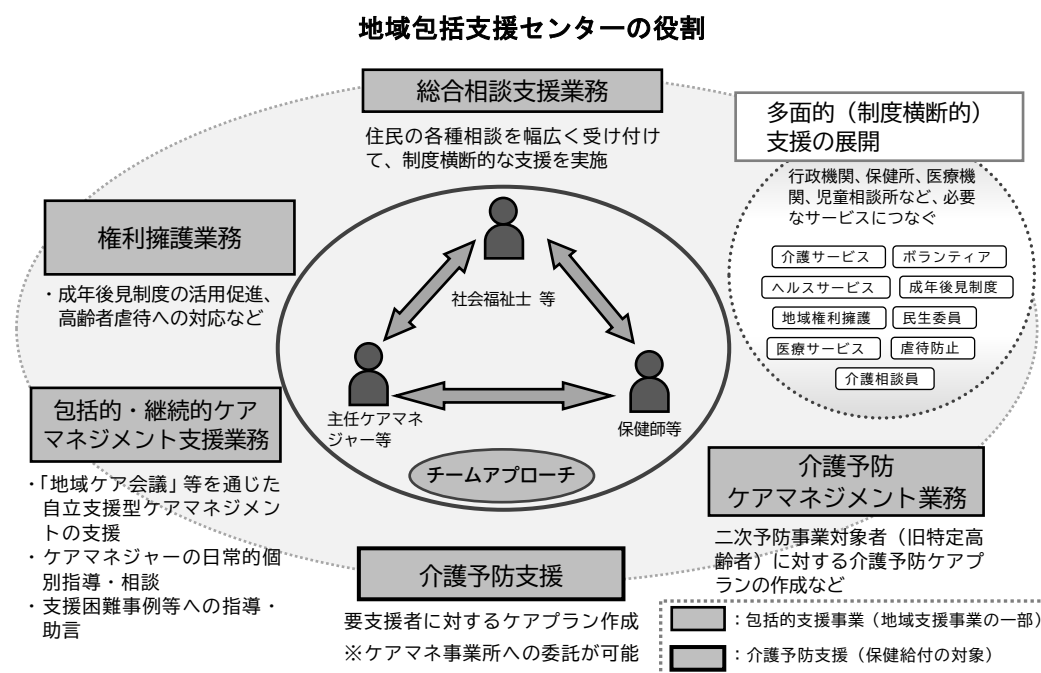
本市では、市域の狭さ、サービス提供事業所の活動状況、地域包括支援センター等の関係機関の連携体制、広域医療・福祉施設の分布状況、保険料への影響をもとに、効果的な圏域像について勘案した結果、市内全域を1圏域として設定しています。

本計画期間（令和6～8年度（2024～2026年度））においても、引き続き、市内全域を1圏域として、サービス提供やケア体制の整備・充実を図ります。

(2) 地域包括支援センター

地域包括支援センターとは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置し、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」（介護保険法第115条の46）です。

本市では、4つの地域包括支援センターを設置し、それぞれ以下の役割を担っています。



出典：厚生労働省 地域包括ケアシステム「地域包括支援センターの概要」

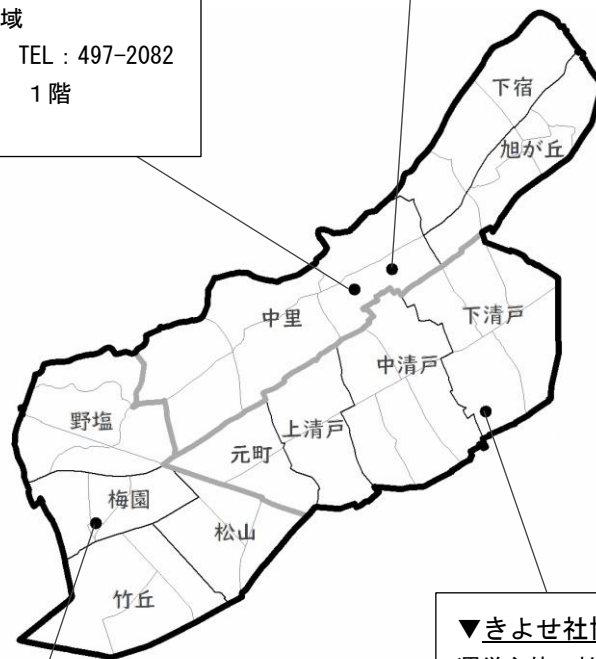
地域包括支援センターと担当エリア

▼清瀬市地域包括支援センター

運営主体：清瀬市直営【基幹型】
 担当地域：市内全域
 住所：中里 5-842 TEL：497-2082
 清瀬市役所 1階
 職員体制：6人

▼きよせ清雅地域包括支援センター

運営主体：社会福祉法人
 担当地域：中里、下宿、旭が丘
 住所：中里 5-91-2 TEL：495-1370
 特別養護老人ホーム清雅苑 1階
 人口：22,177人
 高齢者人口：6,630人
 高齢化率：29.9%
 職員体制：6人



▼きよせ信愛地域包括支援センター

運営主体：社会福祉法人
 担当地域：竹丘、梅園、野塩、松山
 住所：梅園 2-3-15 TEL：492-1850
 特別養護老人ホーム信愛の園 1階
 人口：28,813人
 高齢者人口：8,122人
 高齢化率：28.6%
 職員体制：7人

▼きよせ社協地域包括支援センター

運営主体：社会福祉協議会
 担当地域：上清戸、中清戸、下清戸、元町
 住所：下清戸 1-212-4 TEL：495-5516
 コミュニティプラザひまわり 2階
 人口：23,589人
 高齢者人口：5,928人
 高齢化率：25.1%
 職員体制：6人

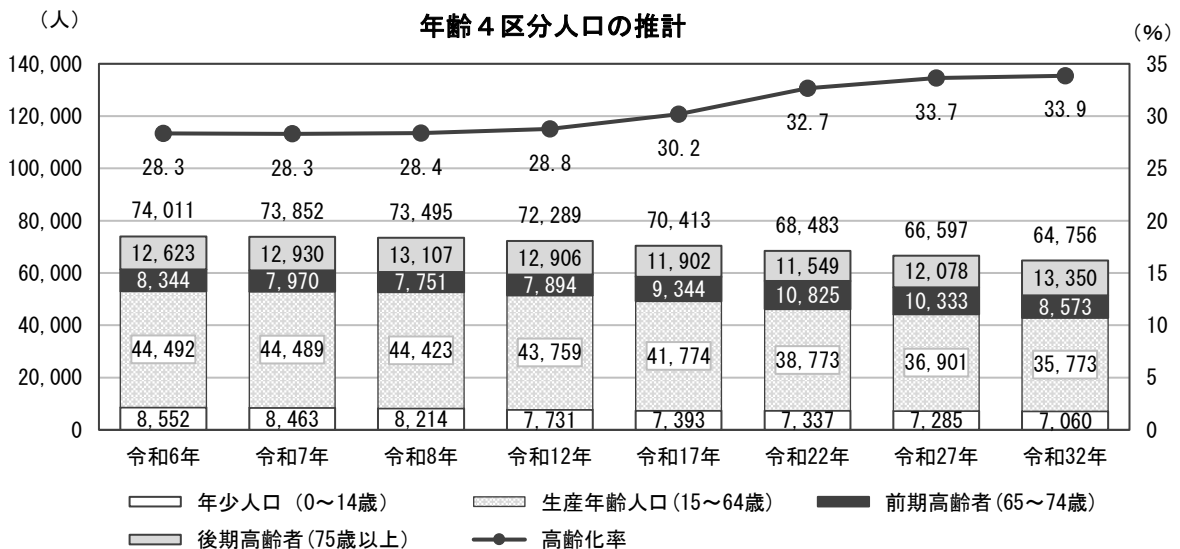
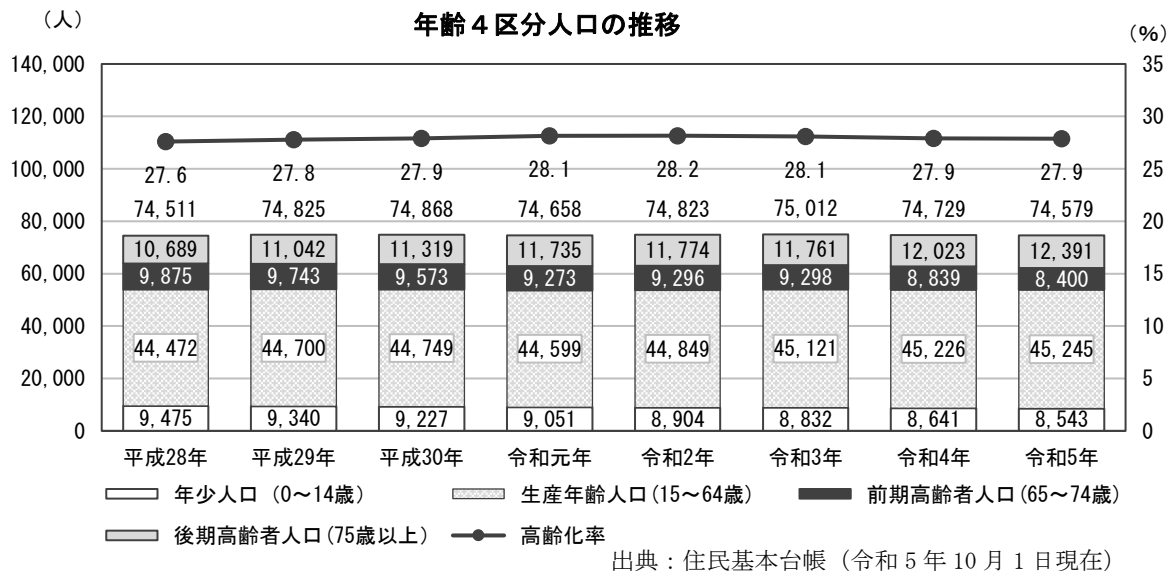
出典：人口・高齢者人口及び高齢化率は、住民基本台帳（令和5年10月1日現在）

職員体制は令和5年10月時点

第2章 高齢者を取り巻く現況・課題

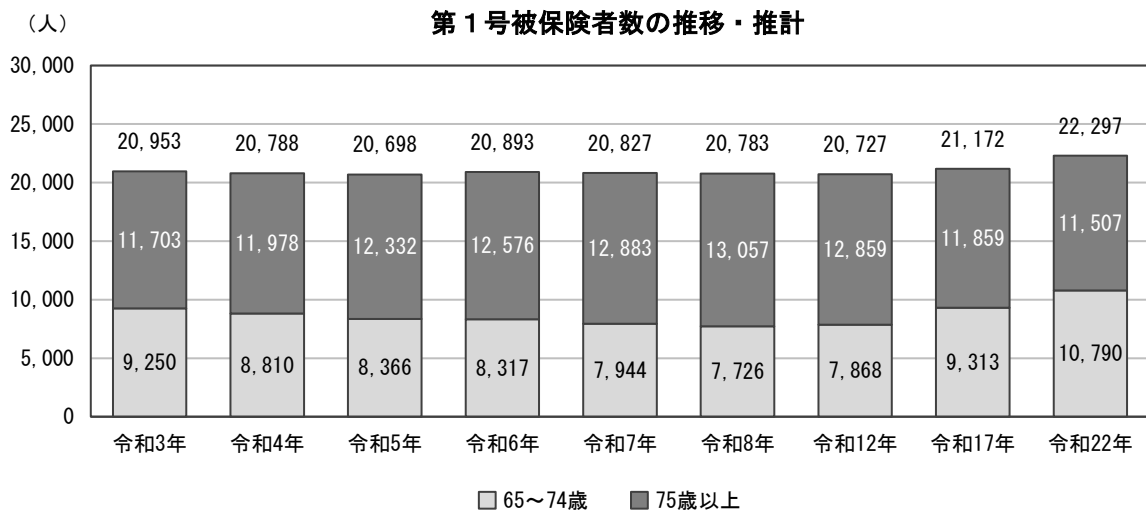
1 市の人口の推移・推計

本市の総人口は、令和5年（2023年）10月1日現在で74,579人であり、65歳以上の高齢者が占める割合は27.9%となっています。また、清瀬市人口ビジョン（平成28年3月）による将来人口をみると、総人口が減少する一方、高齢者人口は増減を繰り返し、令和22年（2040年）の後期高齢者人口は11,549人、前期高齢者人口は10,825人になると予測されています。



2 第1号被保険者数の推移・推計

本市の第1号被保険者数は2万人台で推移してきました。令和6年（2024年）以降、第1号被保険者数は減少していきませんが、令和12年（2030年）を境にして増加に転じ、令和22年（2040年）には22,297人まで増加することが予測されています。



出典：介護保険事業状況報告（令和5年9月分）

令和6年以降は清瀬市人口ビジョンを基にした推計値

3 世帯数の推移

本市では一般世帯数、高齢者がいる世帯はともに増加しており、令和5年（2023年）10月時点の高齢者がいる世帯数は15,235世帯と、一般世帯総数の41.3%を占めています。

一般世帯総数に占める高齢者のみで構成される世帯の割合は、平成23年（2011年）から令和5年（2023年）までで5.3ポイント増加しています。さらにそのうち、高齢者の単身世帯の割合は同期間で4.5ポイント増加しています。

高齢者世帯の推移

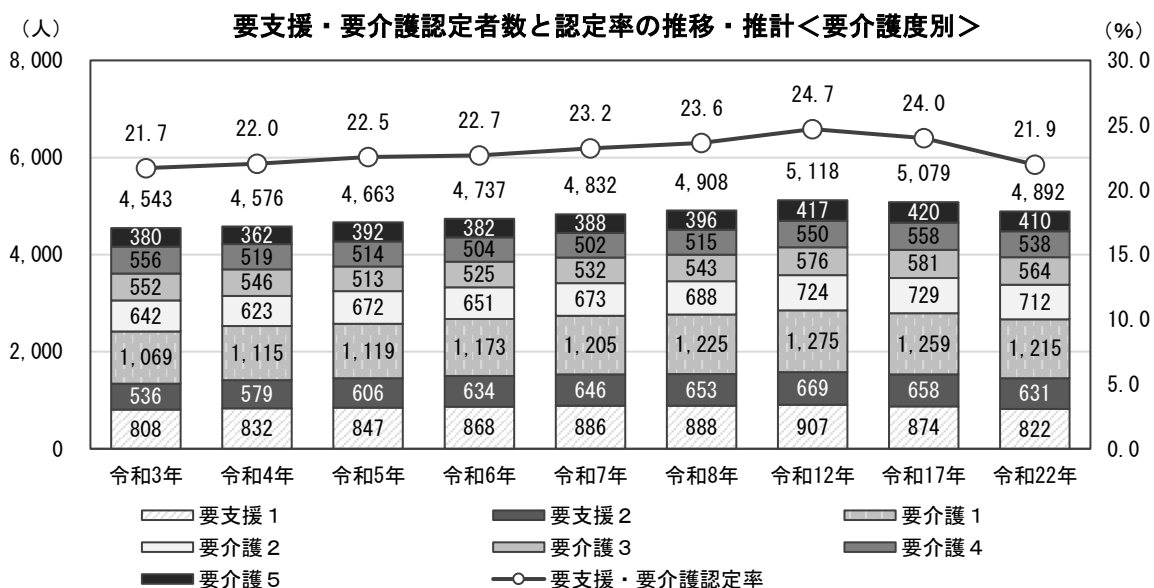
	平成23年	平成26年	平成29年	令和2年	令和5年
一般世帯総数	32,989世帯	34,097世帯	35,163世帯	36,098世帯	36,890世帯
高齢者がいる世帯	12,972世帯 39.3%	14,138世帯 41.5%	14,964世帯 42.6%	15,266世帯 42.3%	15,235世帯 41.3%
高齢者のみ世帯	7,858世帯 23.8%	9,026世帯 26.5%	9,949世帯 28.3%	10,465世帯 29.0%	10,750世帯 29.1%
高齢者の単身世帯	4,589世帯 13.9%	5,345世帯 15.7%	6,056世帯 17.2%	6,506世帯 18.0%	6,774世帯 18.4%

*割合は一般世帯数に占めるそれぞれの世帯の割合を表す。

出典：高齢者実態調査（各年10月1日）

4 要支援・要介護認定者数と認定率の推移・推計

本市の要支援・要介護認定者数は、増加傾向で推移しており、令和5年（2023年）時点で4,663人となっています。また、令和6年（2024年）以降の推計では、令和12年（2030年）まで増加した後、減少に転じ、令和22年（2040年）の時点で4,892人となることが予測されています。

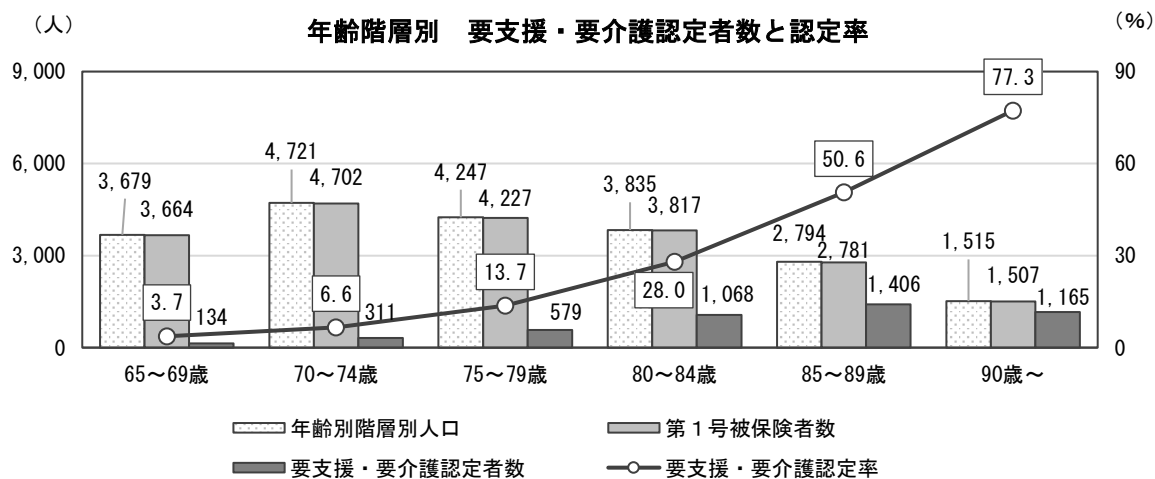


* 認定率は、被保険者数に占める要支援・要介護認定者数をあらわす。

出典：介護保険事業状況報告（令和5年9月分）

令和6年以降は地域包括ケア「見える化」システムによる推計

年齢階層別の要支援・要介護認定率をみると、年齢が上昇するにつれ認定率も上昇し、85歳以上では50%を超える認定率となっています。



出典：介護保険事業状況報告（令和5年9月分）

住民基本台帳（令和5年10月1日現在）

つぎに、要支援・要介護認定率を、全国や東京都と比較すると、本市の認定率は22.5%と、全国や東京都の平均よりも高く、特に、要支援1や要介護1の方の割合が高くなっています。

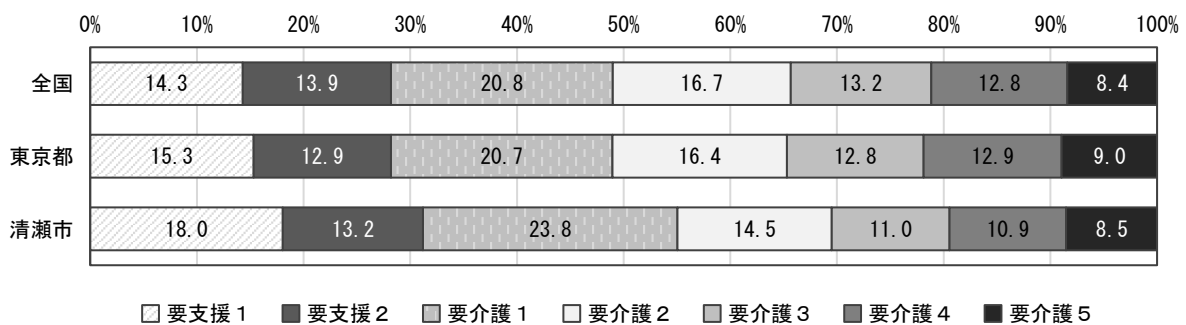
また、年齢階層別の要支援・要介護認定者数の推移をみると、近年、80歳以上の認定者数の割合が増加しています。

第1号被保険者に対する要支援・要介護認定者の比率

	第1号被保険者数	要支援・要介護認定者数	要支援・要介護認定率(%)
全国	35,884,442人	6,920,873人	19.3%
東京都	3,154,872人	648,438人	20.6%
清瀬市	20,698人	4,663人	22.5%

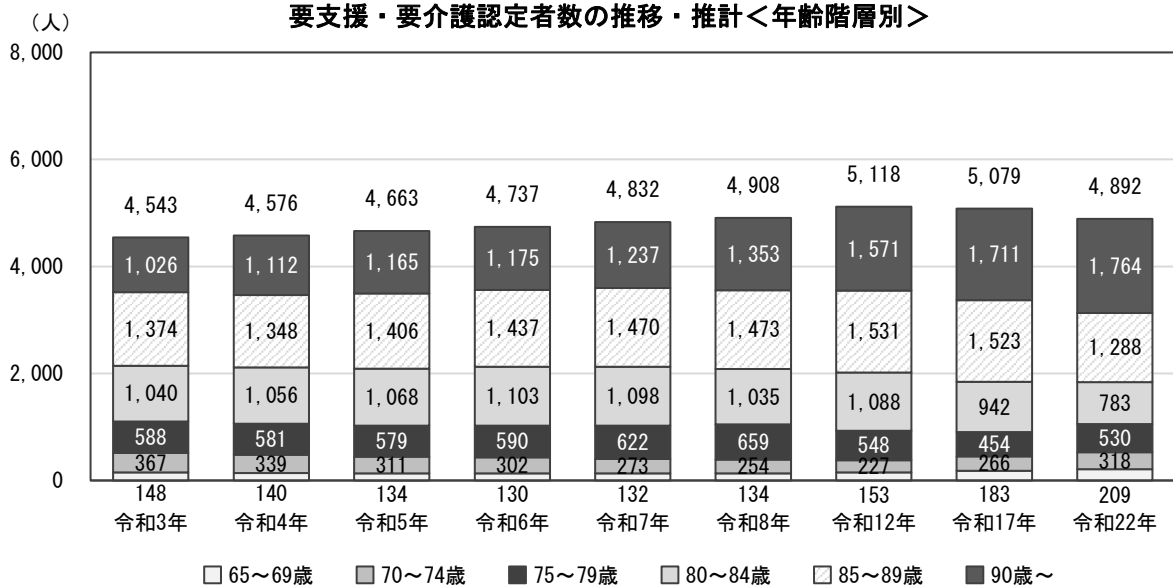
出典：介護保険事業状況報告（令和5年9月分）

要支援・要介護認定者の介護度の割合



出典：介護保険事業状況報告（令和5年9月分）

要支援・要介護認定者数の推移・推計＜年齢階層別＞



出典：介護保険事業状況報告（令和5年9月分）

令和6年以降は地域包括ケア「見える化」システムによる推計

5 認知症高齢者日常生活自立度

令和5年（2023年）10月1日時点における本市の要支援・要介護認定者のうち、見守りなどの介護を必要とする認知症高齢者（認知症高齢者日常生活自立度Ⅱa以上）は2,427人（55.8%）となっており、全国や東京都の平均と比べると、低い水準となっています。また、年代別に見ると85歳以上では認知症高齢者が60.5%と多くを占めています。

要支援・要介護認定を受けている方の認知症高齢者日常生活自立度の状況

ランク	清瀬市					東京都	全国
	市全体		65～74歳	75～84歳	85歳以上		
	(人)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
自立	984	22.7	17.0	42.7	40.3	18.3	17.6
I	934	21.5	7.9	37.3	54.8	21.4	21.3
Ⅱa	454	10.4	6.8	31.7	61.5	10.5	11.9
Ⅱb	683	15.8	7.7	30.5	61.8	20.9	22.4
Ⅲa	639	14.8	5.8	33.9	60.2	17.2	17.2
Ⅲb	290	6.6	5.5	31.7	62.8	4.1	3.5
Ⅳ	280	6.4	7.5	35.0	57.5	6.8	5.7
M	81	1.8	17.3	34.6	48.1	0.8	0.4
合計	4,345	100.0	9.5	35.8	54.7	100.0	100.0
自立度Ⅱa以上	2,427	55.8	7.1	32.4	60.5	60.3	61.1

出典：「要支援・要介護認定情報」（令和5年10月1日）

*合計は清瀬市の65歳以上の要支援・要介護認定者数
（「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」で認定期間を延長した方を除く）

認知症高齢者日常生活自立度の判定基準

ランク	判定基準	
I	なんらかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している	
Ⅱa	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる	家庭外で左記の状態が見られる
Ⅱb		家庭内でも左記の状態が見られる
Ⅲa	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする	日中を中心として左記の状態が見られる
Ⅲb		夜間を中心として左記の状態が見られる
Ⅳ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする	
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする	

6 アンケート調査結果から見た主な課題

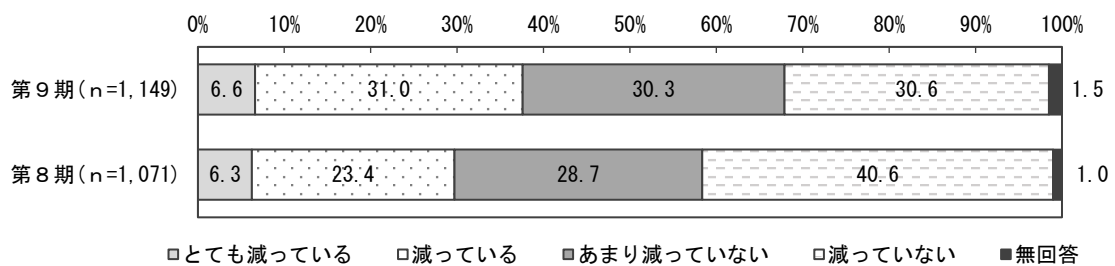
アンケート調査の結果からみえた本市における主な課題は以下のとおりです。

(1) 生活支援サービスについて

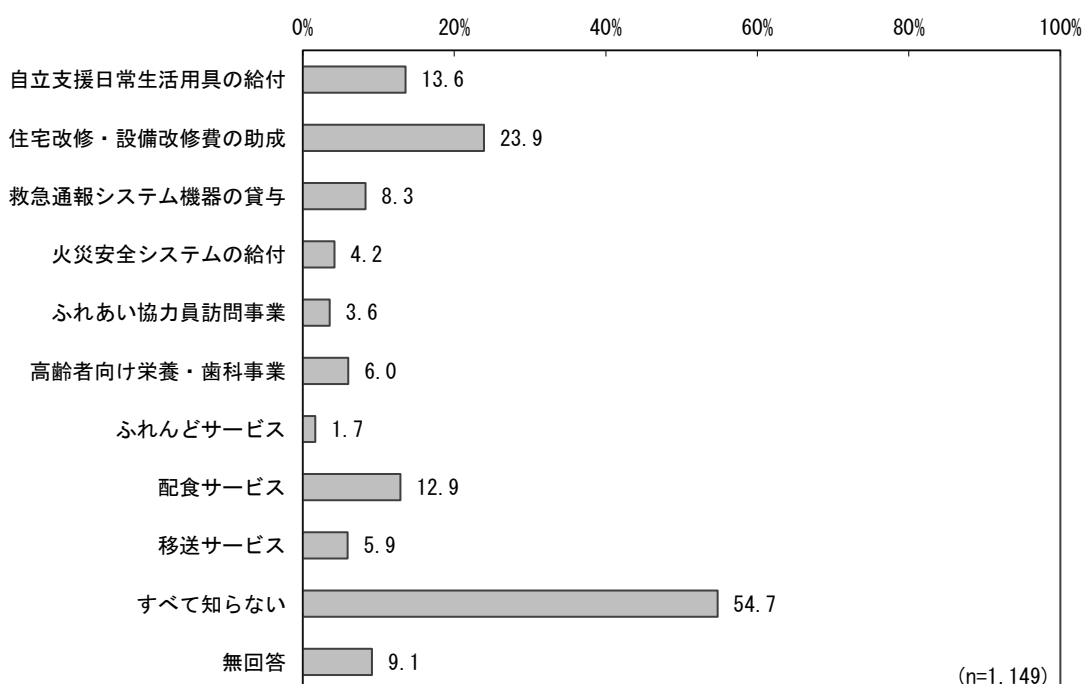
高齢者の外出に関する頻度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響もあり、外出の機会が減少しており、閉じこもり傾向が高くなっています。

また、保健福祉サービスの認知度では、「住宅改修・設備改修費の助成」、「自立支援日常生活用具の給付」、「配食サービス」が10%を超えていますが、半数以上の方は、いずれのサービスも認知していない状況です。

去年と比べて外出回数が減っている割合



清瀬市の保健福祉サービス等の認知度

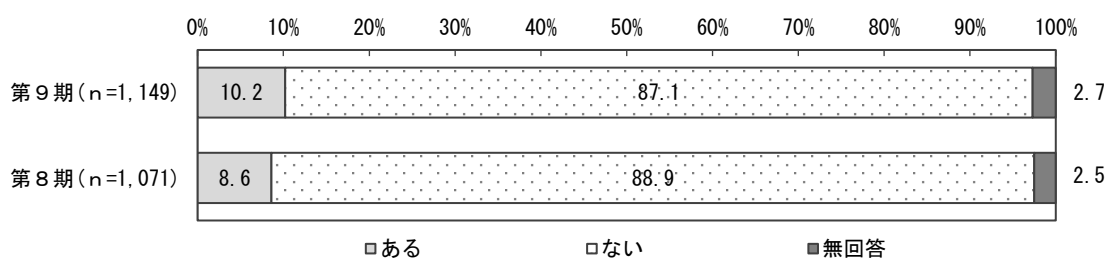


(2) 認知症について

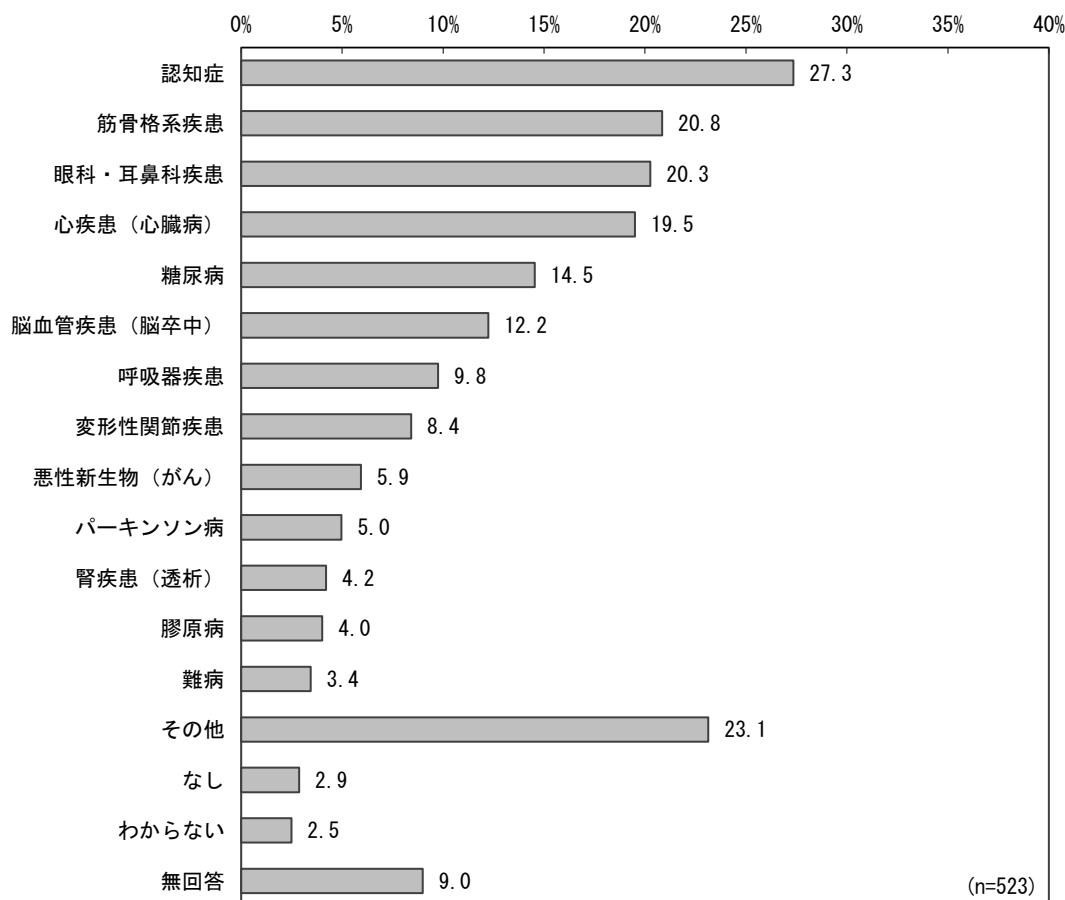
認知症の症状を抱えている方の割合は増加傾向であり、前期計画策定時と比べて1.6ポイント上昇しています。

また、在宅介護実態調査では、現在の要介護者の疾病として「認知症」が最も多く挙げられています。

認知症状があるまたは家族に認知症の症状がある人の割合



要介護者が現在抱えている疾病の割合

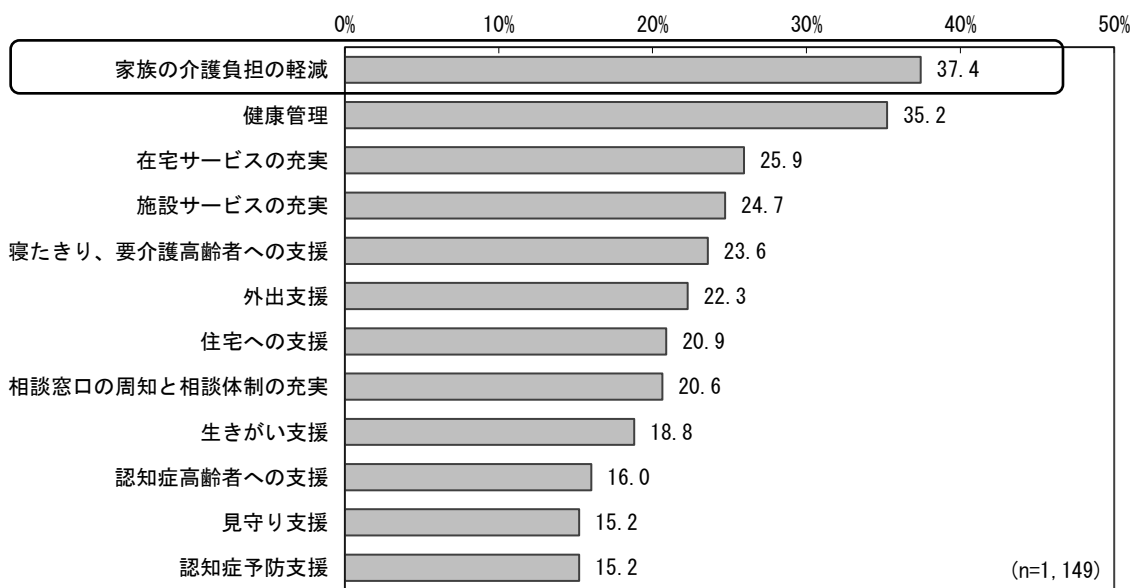


(3) 高齢者福祉施策に対するニーズ

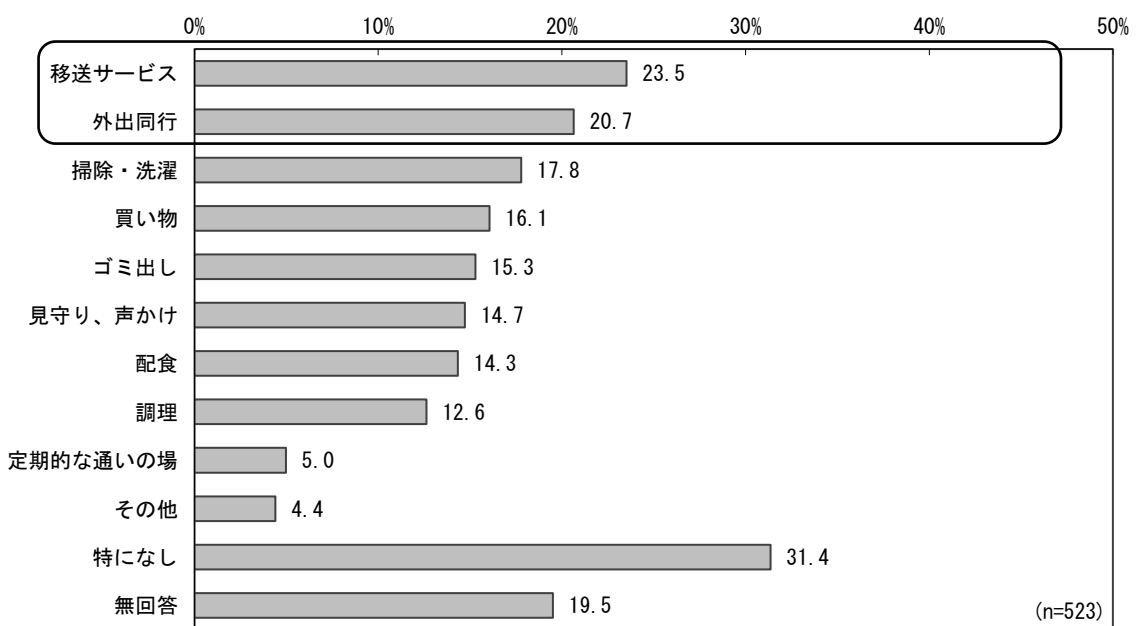
市に力を入れてほしいと思う高齢者福祉施策では、「家族の介護負担の軽減」が最も多く挙げられています。

また、在宅介護実態調査では、在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスとして、「移送サービス」、「外出同行」が上位に挙げられています。

市に力を入れてほしいと思う高齢者福祉施策



今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス



(4) 地域との繋がりなど

地域活動への参加割合は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止を余儀なくされた地域活動も多くあったことから、前期計画策定時と比べて、すべての地域活動で減少しています。特に、趣味の会では4.7ポイント、ボランティアグループでは3.3ポイントの減少となっています。また、今後の地域活動への参加意向でも、2.9ポイント減少しているほか、企画・運営としての参加意向も1.0ポイント減少しています。

地域活動への参加頻度の割合

項目	前期 計画策定時	本 計画策定時	増減
ボランティアグループ参加者（月1回以上）の割合	8.5%	5.2%	↓ 3.3
趣味の会参加者（月1回以上）の割合	21.3%	16.6%	↓ 4.7
学習・教養サークル参加者（月1回以上）の割合	5.0%	4.5%	↓ 0.5
介護予防のための通いの場参加者（月1回以上）の割合	6.3%	4.4%	↓ 1.9
シニアクラブ参加者（月1回以上）の割合	4.1%	2.9%	↓ 1.1
町内会・自治会参加者（月1回以上）の割合	4.9%	2.2%	↓ 2.7
地域活動へ参加意向がある者の割合	53.6%	50.7%	↓ 2.9
地域活動（企画・運営）への参加意向がある者の割合	33.2%	32.2%	↓ 1.0



きよせサロン Letter

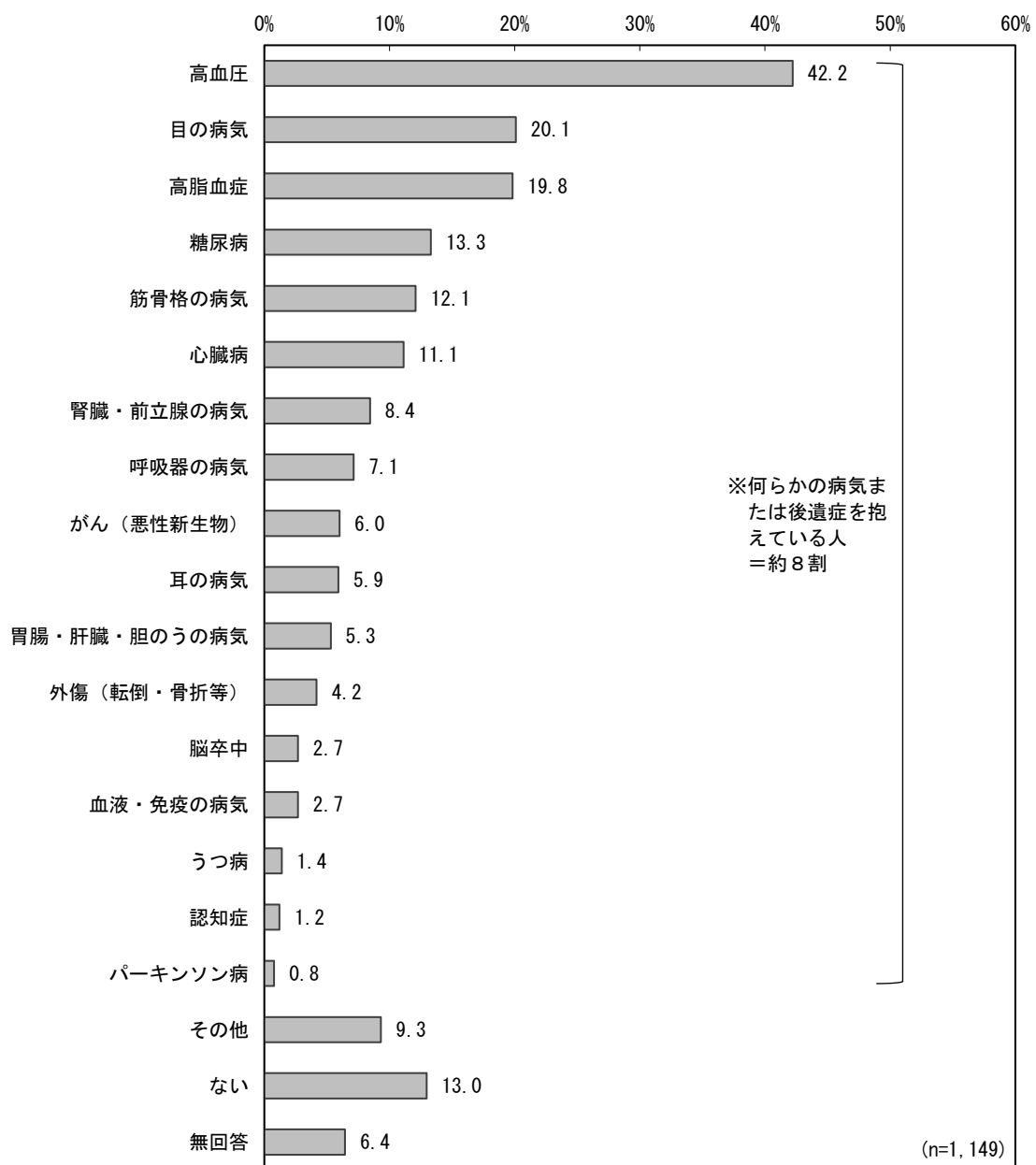
きよせサロン Letter は市内で開催されているサロン活動を紹介する情報誌です。

(5) 健康について

高齢者の現在の健康状態について、約8割の方が何らかの病気または後遺症を抱えている状況であり、特に多い病気または後遺症として「高血圧」が挙げられています。

高血圧は、塩分の取り過ぎや肥満、運動不足、ストレス、疲れなどが原因であると言われてことから、食生活の改善や適度な運動、睡眠の重要性などについて啓発を行うことなどが望まれます。

現在治療中、または後遺症のある病気（要介護者を除く）

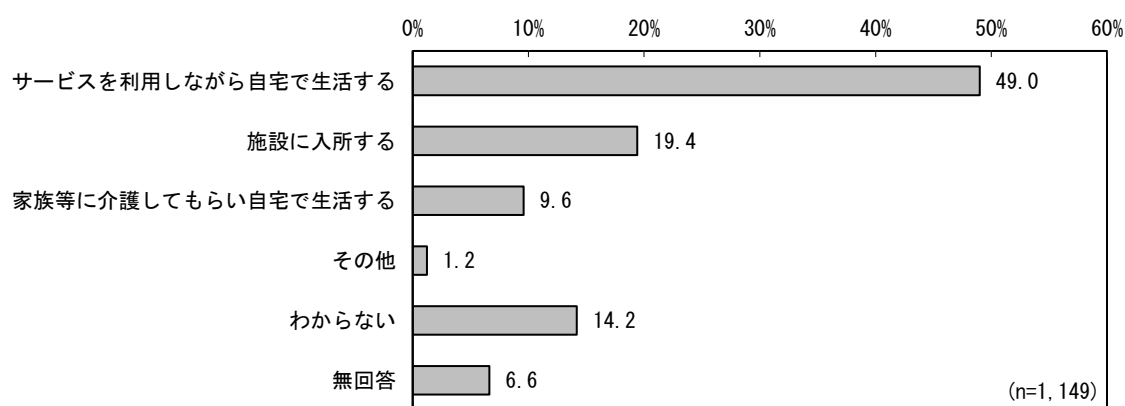


（６）在宅サービスの充実について

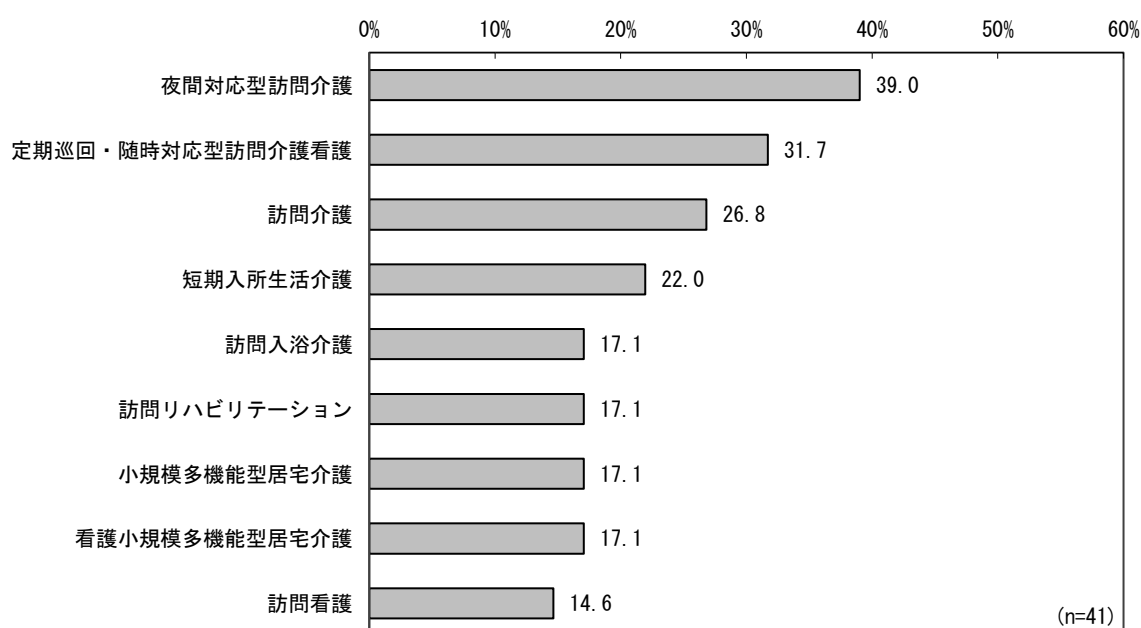
介護が必要となった場合の希望する生活状況では、自宅で生活したいと考えている方が半数以上を占めており、特に「サービスを利用しながら自宅で生活する」と回答された方の割合が49.0%となっています。

また、市内事業所調査より、現在不足していると思われるサービスとしては、「夜間対応型訪問介護」をはじめとした訪問系サービスが上位に挙げられています。今後、需要と供給のバランスに配慮した計画的な在宅サービスの検討が必要になるものと考えられます。

介護が必要な状態となったときに、希望する生活状況



不足していると思うサービス（事業所調査より）



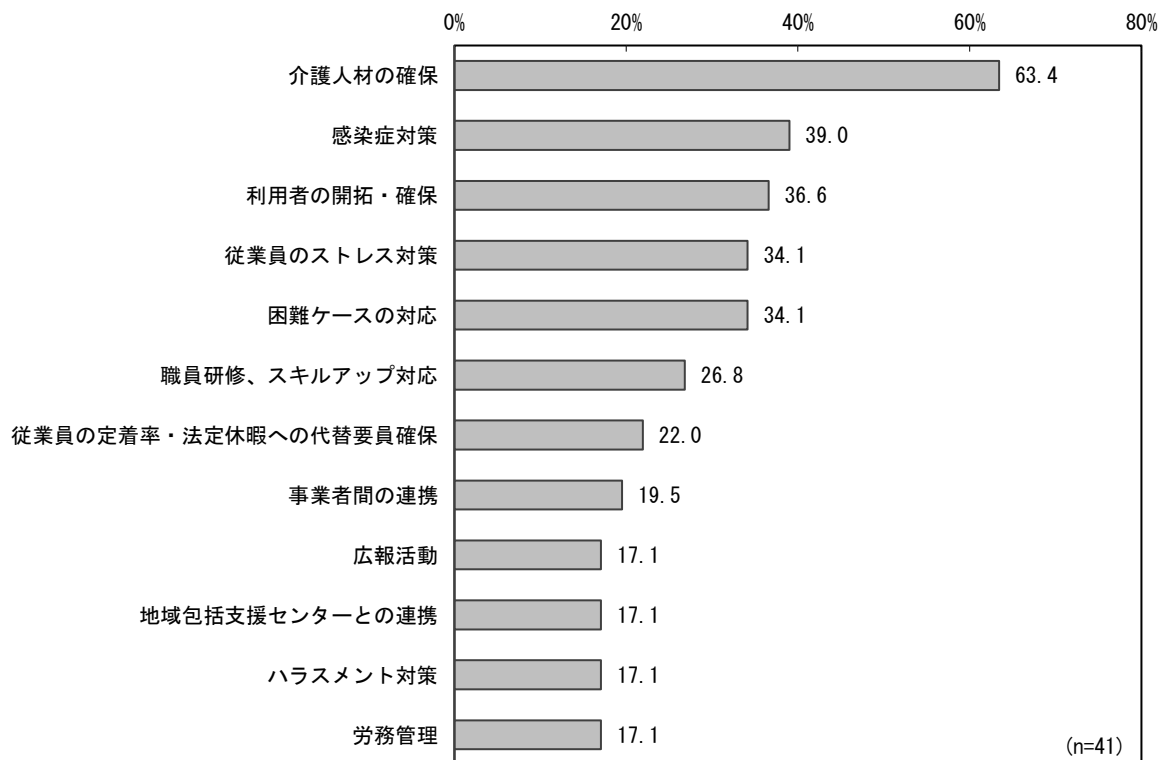
(7) 人材の確保・定着について

市内事業所の最近1年間の採用者数は163人ですが、同時期の離職者は74人となっています。また、事業運営上の課題、要望でも「介護人材の確保」が63.4%と最も多く挙げられており、高齢者人口の増加が見込まれる中、ますます介護人材の確保が重要となっています。

最近1年間の介護職員の採用・離職の状況（令和4年12月（事業所調査より））

	採用者数	離職者数	増減数
事業所調査	163 人	74 人	89 人

事業運営上の課題、要望について（事業所調査より）



7 前期計画の取組評価

前期計画では、「高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を送れるよう健康でいきいきと暮らしていけるまち」を基本理念に掲げ、4つの基本目標と19の施策目標を位置付け、各種取組を進めてきました。

本計画の策定にあたっては、前期計画の理念や考え方を概ね継承するといった前提に立ち、前期計画での取組についての評価を行いました。

各基本目標の評価結果の概要は、以下のとおりです。

(1) 住み慣れた地域で安心して暮らす

住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちを目指して、高齢者の生活支援サービスの充実や医療・介護の連携、権利擁護の推進など、多様な視点に基づく各種施策・事業を展開してきました。

生活支援サービスの充実では、令和3年度（2021年度）に開始した総合事業の訪問型サービスBの利用者が1年間で約4倍になるなど、一定の成果を上げることができましたが、高齢者の移動支援については、依然、多くの課題が残された状況が続いています。

医療・介護の連携では、新型コロナウイルス感染症対策の一つとして、オンラインでの情報共有が可能なMCS^(※3)を活用した新たな連携を開始することができました。

権利擁護の観点からは、清瀬市社会福祉協議会「きよせ権利擁護センターあいねっと」に中核機関を設置したことで、成年後見制度に関する普及啓発や法人後見を受任する体制は整いましたが、市民後見人が積極的に活躍して頂く場があまりなかったことが課題として挙げられます。

今後は、残された課題の解決に向けて、取組の推進が求められます。

主な成果	主な課題
・訪問型サービスBの利用者の増加 ・MCSを活用した医療・介護の連携 ・認知症サポーターの増加 ・チームオレンジ清瀬の立ち上げ ・多様なツールを用いた相談窓口の設置 ・権利擁護に関する中核機関の設置	・移動支援の強化 ・市民後見人の活躍の場 ・避難行動要支援者登録の推進 ・個別避難計画作成の推進

(※3) **MCS（メディカル・ケア・ステーション）**：医療・介護従事者の多職種連携をサポートする非公開型医療介護連携コミュニケーションツール

(2) 一人ひとりがその人らしくいきいきと暮らす

一人ひとりがその人らしくいきいきと暮らすことができるまちを目指して、高齢者の社会参加や活動支援に関する各種施策・事業を展開してきました。

高齢者の地域交流や生涯学習の場として、様々なプログラムを用意していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ほとんどのプログラムが実施できなくなりました。

また、技能や経験を活かした高齢者の活躍の場として、シルバー人材センターやシニアクラブに対する運営補助を行っていますが、シルバー人材センターの会員数は減少傾向にあり、また、シニアクラブも令和5年（2023年）4月1日現在で22団体706名と、当初目標（23団体980名）を下回る水準となっています。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されたことから、今後は、これまで以上に高齢者の社会参加や活動支援に関する取組を推進していくことが求められます。

主な成果	主な課題
・介護予防活動団体からの多くの支援申請	・各事業、サロン、教室等の再開 ・シルバー人材センターの継続運営 ・シニアクラブの継続運営

(3) いつまでも元気に介護を必要とせず暮らす

いつまでも元気に介護を必要とせず暮らすことができるまちを目指して、高齢者の保健事業や介護予防、支え合いの活動支援などを展開してきました。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、様々な事業が停滞する中、オンラインやテレビを使った事業を展開し、コロナ禍における健康づくりを進めることができました。

また、介護予防やフレイル予防などを目的とした住民主体による通いの場については、生活支援コーディネーターが中心となり、ここ数年で新たに住民主体の地域団体が11団体立ち上がりました。市民の意識も高く、介護予防への意識の醸成が図られつつあることから、引き続き、既存の住民主体の通いの場を充実し、新たな活動団体の立ち上げについて関係者間の連携を強化していくことが求められます。

主な成果	主な課題
・オンライン形式等を用いた新たなサービス提供（コロナ禍での健康づくりの推進） ・住民主体の通いの場の立ち上げ	・各事業、サロン、教室等の再開 ・住民主体の通いの場の拡充

（４）介護が必要となっても安心して暮らす

介護が必要となっても安心して暮らすことができるまちを目指して、介護保険サービス基盤の整備・充実及び介護保険事業の円滑な推進にむけた各種取組を展開してきました。

要介護認定者数、認定率及び総給付費は年々増加し続けていますが、平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）にかけての各実績値（要介護認定者数・認定率・総給付費）は、いずれも計画策定時点の計画値を下回っており、想定された範囲内での円滑な事業運営が進められています。

令和4年度（2022年度）の各サービス種類の給付実績では、介護予防サービス・介護サービス・施設サービスはともに計画値の範囲内であり、地域密着型サービスは計画値を上回る結果となりました。

介護サービスのうち、特定入居者生活介護の給付費は、計画値に対して108.6%であり、市内・市外事業所とも利用者が増加傾向となっています。

地域密着型サービスでは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護がいずれも計画値を上回る結果となりました。

高齢者の増加に伴い、要介護認定者及び認定率の増加が予想される中、今後とも計画的かつ円滑な介護保険事業を運営するとともに、85歳以上の高齢者が急増することによる多様な介護ニーズに対応するため、ニーズに応じた計画的な基盤整備を進めていくことが求められます。

さらに、これらと併せて、持続的な介護保険制度を支えるための介護人材の確保・育成についても、これからの重要課題のひとつであると考えられます。

主な成果	主な課題
・訪問型サービスBの利用者の増加 ・住民主体の通いの場の立ち上げ ・介護サービス事業の計画的な運用	・地域密着型サービス事業の充実 ・介護人材の確保・育成

8 課題の整理（本計画策定に向けた主な視点）

本市の高齢者を取り巻く現状やアンケート調査結果から見えた課題・ニーズ、さらに前期計画の取組評価を踏まえ、本計画策定に向けた課題（主な視点）を整理すると、概ね以下のとおりとなります。

本計画では、以下に関連する各取組を重点化することで、本市ならではの高齢者福祉施策を展開していきます。

本計画に向けた課題（主な視点）の整理

現状	本計画に向けた課題 （主な視点）	「施策の体系」 の該当項目 （28 ページ）
○事業の認知度不足	○情報発信	1-(3)・1-(7)・ 2-(2)・3-(3)
○認知症の症状がある方の増加	○認知症施策の推進	1-(3)
○市民後見人の活躍の場が少ない	○「あいねっと」を核とした権利 擁護の推進 ○市民後見人の活躍にむけた仕 組みづくり	1-(5)
○災害時要援護者の円滑な避難	○避難行動要支援者登録の推進 ○個別避難計画作成の推進	1-(7)
○高齢者の外出機会の減少 ○地域活動や高齢者の活躍の場の 停滞	○感染症対策に留意した各種教 室・交流の場の再開	3-(2)
○地域密着型サービスの不足	○地域密着型サービスの充実	4-(1)
○高齢者人口が一時減少、その後 増加 ○世帯構造の変化（高齢独居の 増加） ○後期高齢者の増加	○人口動態に応じた計画的な基 盤整備の推進 ○施設サービスの今後のあり方 について検討	4-(1)
○家族介護者支援ニーズの増加	○訪問型サービスBの普及	4-(1)
○軽度認定者の増加	○総合事業の推進	4-(1)
○介護人材の不足	○介護人材の確保・定着 ○介護現場の生産性の向上	4-(3)

第3章 基本理念、基本目標及び施策の体系

1 基本理念

本市では、平成27年度（2015年度）に「第4次清瀬市長期総合計画」（平成28年度～令和7年度）を策定し、「手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬」をスローガンに掲げ、みんなで支え合い、いきいきと安心して暮らせる地域社会の構築を目指しています。

前期計画では、「高齢者が住み慣れた地域で 尊厳あるその人らしい生活を送れるよう 健康でいきいきと暮らしていけるまち」を基本理念として高齢者保健福祉に関する施策事業を展開してきました。

本計画においても、本市の高齢者を取り巻く課題や前期計画との継続性等の観点から、基本理念を下記のとおり定め、地域包括ケアシステムの深化を図るとともに、地域共生社会の実現にむけた地域づくりを進めていくこととします。

基 本 理 念

高齢者がその人らしく健幸に暮らしていける清瀬

健幸とは「健康」と「幸福」の二つの意味が込められた言葉として使用しています。



2 基本目標

本計画では、基本理念の実現にむけて、以下の4つの基本目標を設定し、各施策を推進していきます。

1. 住み慣れた地域で自分らしく不安なく暮らす

誰もが住み慣れた地域で自分らしく不安なく暮らし続けられるよう、相談体制の充実を図るとともに、医療・介護の連携、地域住民や関係機関・団体等の協働による生活支援や見守り、権利擁護の推進、また災害や感染症に負けない安心・安全のまちづくりに取り組みます。

2. 一人ひとりの尊厳が守られその人らしくいきいきと暮らす

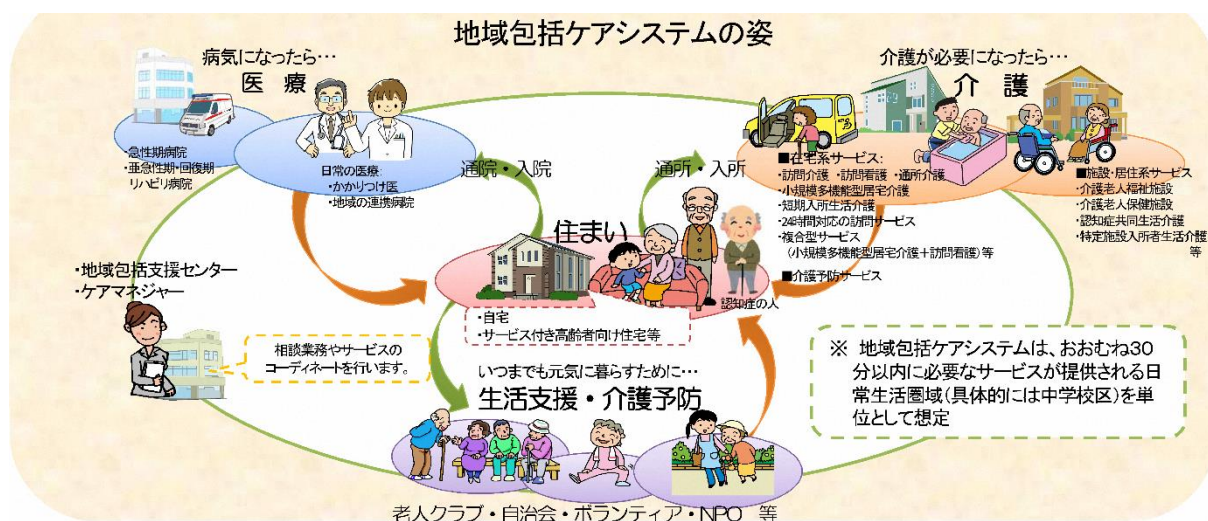
誰もが生きがいを持ち、地域社会の中で人とつながりながら、自分らしくいきいきと暮らせるよう、地域交流の場の充実、活動支援、技能や経験を発揮できる環境づくり、生涯学習環境の充実を図ります。

3. いつまでも元気に介護を必要とせずに暮らす

いつまでも元気に、健康な生活を送るために、健康づくり支援や介護予防事業の充実、運動できる環境の推進に取り組みます。

4. 介護が必要となっても安心して暮らす

介護が必要となっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護サービス基盤の充実を図るとともに、介護人材の確保、家族介護者の離職防止等に取り組みます。



出典：厚生労働省 地域包括ケアシステム「地域包括ケアシステムの姿」

3 施策の体系

本計画では、4つの基本目標を施策の大項目とし、関連する基本施策を中項目として位置付けます。

基本理念		
高齢者がその人らしく健幸に暮らしていける清瀬		
地域包括ケアシステム 5つの要素	基本目標 (大項目)	基本施策 (中項目)
医 療 介 護 予 防 生活介護 住 ま い	1. 住み慣れた地域で 自分らしく不安なく 暮らす	(1)生活支援サービスの充実 (2)医療・介護の連携 (3)認知症施策の推進 (4)家族介護者への支援 (5)権利擁護の推進 (6)高齢者向け住宅等の推進 (7)安心安全のまちづくり
	2. 一人ひとりの尊厳が 守られその人らしく いきいきと暮らす	(1)地域交流の場の充実 (2)高齢者の活動支援 (3)技能や経験を発揮できる環境づくり (4)生涯学習環境の充実
	3. いつまでも元気に 介護を必要とせずに 暮らす	(1)高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 (2)介護予防の充実 (3)支え合いの活動支援 (4)運動できる環境の推進
	4. 介護が必要となっても 安心して暮らす	(1)介護保険サービス基盤の充実 (2)介護保険事業の円滑な推進 (3)介護人材の確保及び質の向上、定着支援

第4章 施策の展開

1 住み慣れた地域で自分らしく不安なく暮らす

(1) 生活支援サービスの充実

現状

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増える中、日常生活に不安を抱える高齢者も増加していくことが予想されます。

現在、本市では、高齢者が住み慣れた地域で不安なく暮らしていけるよう、見守りや安否確認、生活上の負担を軽減するサービスなどを提供しています。

また、高齢者自身が介護予防への参加や生活支援の担い手となることで、健康を保ちながら地域で生活し続ける、支え合いの仕組みづくりの充実を図っています。

令和3年(2021年)には、高齢者の日常生活の援助を行うことを目的とした住民主体の訪問型サービスBを開始しました。

取組の方向性

高齢者の日常生活の援助を目的とした訪問型サービスBについて、引き続き、取組の充実を図ります。

その他、介護保険以外の高齢者福祉サービスについて、案内やホームページの記載内容をわかりやすく見直し、市民への周知・強化を図るとともに、利用実績が低い事業については、事業の見直しなどを検討していきます。

展開していく施策等

＜元気な高齢者が活躍できる場、活動できる場を充実させる取組＞

- 住民主体の訪問型サービスの充実【介護予防・日常生活支援総合事業】

＜緊急時に対しての準備＞

- 救急通報システム事業等の実施

＜地域課題の解決に向けた取組＞

- 地域コミュニティによる移送サービス

(2) 医療・介護の連携

現状

在宅で療養を必要とする市民が安心して生活できる体制を整備するため、医療・介護連携推進協議会で、医療・介護の提供体制や進め方を協議しながら、連携を図っています。

令和3年度(2021年度)以降は、コロナ禍の影響により対面での協議会を開催することができませんでしたが、令和5年(2023年)3月よりMCSを活用したICT^(※4)の運用を開始するなど、新たな仕組みづくりを構築しています。

また、医療・介護の多職種連携研修は、感染症予防と業務への負担軽減の観点から、オンデマンドでのMCS研修を実施しております。

取組の方向性

在宅医療・介護連携に関する協議会や研修会は、オンラインやオンデマンドを活用した多様な手段により開催することで、顔の見える関係づくりの再構築を図ります。また、本市では在宅医療・介護の目指すべき姿を以下のように設定しています。

①日常の療養支援

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者の方が、住み慣れた場所で日常の療養生活を継続できるように、多職種で連携を図りながら支援します。

②入退院支援

入退院の際に、医療機関と福祉関係者等が情報を共有します。また、本人が望む場所で生活できるよう、在宅から病院、病院から在宅へのスムーズな移行ができるよう支援します。

③急変時の対応

医療・介護・消防(救急)が円滑に連携することによって、在宅で療養生活を送る医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者の方の急変時にも、本人の意思も尊重された対応を踏まえた適切な対応が行われるよう支援します。

④看取り

市民が、在宅での看取り^(※5)等について十分に認識・理解できるよう普及啓発を行います。また、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者の人生の最終段階における望む場

(※4) **ICT(情報通信技術)**: PC、スマートフォンなど、様々なコンピューターを使った情報処理や通信技術の総称で、コミュニケーションの要素を含んでいます。

(※5) **看取り**: 近い将来亡くなることが避けられないと判断された人に対し、人生の最期まで寄り添い、尊厳ある生活ができるように支援することをいいます。

所での看取りを行えるように、医療・介護関係者が、対象者本人（意思を示せない場合は、家族）と人生の最終段階における意思を共有し、それを実現できるように支援します。

また、市民に対しては、日頃よりかかりつけ医やかかりつけ歯科医などを持つ重要性について啓発を行うとともに、市民向け研修会等を開催し、関係者に対しては医療・介護連携に関する相談窓口の周知を図っています。その他、市内にある日本社会事業大学・明治薬科大学、国立看護大学校との連携を強化し、在宅医療・介護の更なる強化に繋げていきます。

展開していく施策等

<医療と介護のニーズ、複合的ニーズに対応する取組>

- 在宅医療・介護連携推進事業
 - 地域の医療・介護の資源の把握
 - 在宅医療・介護連携の課題の抽出
 - 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
 - 在宅医療・介護関係者に関する相談支援
 - 地域住民への普及啓発
 - 医療・介護関係者の情報共有の支援
 - 医療・介護関係者の研修

<かかりつけを決めよう、相談窓口を探そう>

- かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及
- 市民向け研修会等の開催
- 在宅医療相談窓口の周知
- 市内にある日本社会事業大学・明治薬科大学・国立看護大学校との連携推進

(3) 認知症施策の推進

現状

本市ではこれまで、令和元年（2019年）6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」を踏まえ、「共生」と「予防」を両輪とする、各種認知症施策（普及啓発・本人発信支援、予防、医療・ケア・介護サービス・介護者の支援、認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援）を推進してきました。

令和4年度（2022年度）には、認知症サポーターステップアップ講座を受講した市民を中心にチームオレンジ清瀬（34ページ コラム参照）の活動が開始し、中清戸オレンジハウスでは当事者が自らも役割をもって参加するなど、効果的な活動を展開しています。チームオレンジの活動は、当事者とボランティアが中心となって運営したことが評価され、全国キャラバンメイト連絡協議会が募集する認知症サポーター優良活動事例のチームオレンジ取組事例部門にて金賞を受賞しました。

その他、教育委員会の協力のもと、市内公立小中学校全校に対して、認知症サポーター養成講座なども実施しています。

取組の方向性

令和5年（2023年）6月に成立した「認知症基本法」では、その目的を「認知症の予防等を推進しながら、認知症の人が尊厳を保持しつつ社会の一員として尊重される社会（＝「共生社会」）の実現を図る。」とされています。また、基本理念には、本人・家族の意向尊重や国民の理解、共生社会の実現に資する研究等の推進、本人・家族等への支援等が示されています。

今後は、これまでの「認知症施策推進大綱」に加え、「認知症基本法」でしめされたこれらの目的や基本理念に基づいた各種認知症施策を推進し、認知症の人を含めた市民一人ひとりが、その個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合う「共生社会」の実現を目指していきます。

展開していく施策等

<認知症に関心を持つ人を増やす、認知症の人を見守る>

- 認知症総合支援事業
 - 認知症初期集中支援推進事業
 - 認知症地域支援・ケア向上事業
 - 認知症サポーター等養成事業
 - 認知症高齢者見守り事業
 - 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業
- 地域包括支援センターの役割の周知と運営
 - 権利擁護業務（成年後見制度の利用促進）
- 災害時支援ガイドの普及
- 本人ミーティングの開催
- 認知症バリアフリーの推進
- 認知症の方を含む高齢者にやさしい地域づくり
- 認知症予防への取組
- 普及啓発活動（若年性認知症についての周知等）
- 【新】認知症の早期発見の仕組みの検討

計画における目標値

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター	延べ人数	14,000人	15,000人	16,000人
チームオレンジ清瀬	拠点数	1ヶ所	1ヶ所	2ヶ所



チームオレンジ清瀬のロゴマーク

コラム

チームオレンジ清瀬

～支援する人、される人の垣根なく誰もが集える中清戸オレンジハウス～

<実施に至った経緯・取組の背景>

清瀬市では、認知症の方や家族のニーズ等と、認知症サポーターを中心として支援をつなぐ仕組みであるチームオレンジの活動として、認知症の方を含むチーム員と地域の方がともに集うことのできる交流拠点「中清戸オレンジハウス」を令和4年4月に立ち上げました。

<取組の内容①「チームオレンジ立ち上げの流れ」>

- 令和3年度から認知症サポーターステップアップ講座受講者へのアンケートを行い、同時に社会資源の把握も行いました。
- 令和3年度に6回に渡るミーティングを重ね本市で何が具体的にできるのかを検討していきました。
- 認知症の方を含めたチーム員がそれぞれ得意なことを活かし、電気の配線や簡単な修理等を行い、オレンジハウスの整備を進めていきました。

<取組の内容②「実際の活動、活動に当たってのポイント」>

- チームオレンジ清瀬のチーム員構成は認知症の方や家族、認知症サポーターステップアップ講座受講者（キャラバンメイト含む）会長、副会長1名、計37名（令和5年11月現在）です。
- 毎週木曜日10～15時に開催しています。認知症の方も地域の方もとお茶を飲みながらおしゃべりの他、囲碁やオカリナ、ハイキングの企画等様々なことを自由にして過ごします。参加者持ち寄りの認知症に関連するミニ図書コーナーもあり、情報収集の場としての役割も果たしています。
- 認知症の方からオカリナを習い、ミニコンサート等を開催しています。コンサートには認知症疾患医療センターの医師や看護師が参加したこともあります。その他、囲碁や英語を認知症の方に教えてもらうこともあります。

<実感している取組の効果・期待している効果>

- 認知症の方やその家族から話を聞く機会が大幅に増え、認知症ケアパス作成時にご意見をいただくこともできました。
- 活動の中で認知症の方に得意なことを教えていただく機会も増え、支援する人、される人という垣根を超え助け合える関係になりました。
- 活動の中で当初、認知症の方と接することに不安を感じていたチーム員や市の職員の認知症に対する意識も大きく変わりました。
- チーム員の1人である認知症の方が「とうきょう認知症希望大使」として任命されるなど本人発信支援の効果が表れてきています。



令和5年度版チラシ

中清戸オレンジハウス

中清戸オレンジハウスは「チームオレンジ清瀬」の
チーム員と地域の方を結ぶみなさんのつどいのひろばです。
認知症当事者や介護者、認知症に関心のある方等、
どなたでもご参加いただけます。予約は不要です。

※「チームオレンジ」とは本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みのことで、
認知症サポーターステップアップ講座を受講されたボランティアと認知症の方が「チームオレンジ清瀬」の
チーム員として活動しています。

会場	中清戸 1-585-7	下記の地図参照のうえ お好きな時間にお越しください。 ※持参したお茶を飲む事もできます。
時間	毎週木曜日 10時～15時	※参加費は200円です。当日参加の場合は事前にお知らせください。
参加費	200円 お茶、お菓子付き	

※参加費や茶点の量により開催が変更および中止になることもあります。

清瀬市介護保険課地域包括ケア係 電話 **042-497-2082**

(4) 家族介護者への支援

現状

高齢者が望む生活、自立した生活を送るためにも、家族介護者が抱える多様な問題にも手を差し伸べることが大切です。

本市では、介護保険サービスや認知症、生活に関する相談ができる地域の身近な相談窓口として、地域包括支援センターや市役所などがありますが、窓口だけでなく、メール等多様なツールを用いて相談を受け付けることができる体制づくりを進めてきました。また、家族介護者の介護負担の軽減を図るため、シニアしっとく講座等を開催するとともに、家族介護者教室では、ACP^(※6)をテーマにした終活に関する講座を開催しました。

行方不明時の対策では、事前に情報を預かる「いなくなっちゃうかもリスト」を作成するとともに、実際に行方不明になった際には、東京都認知症サイトにて都内全域に情報提供を行い捜索の協力を得ることができました。また、清瀬市メール一斉配信サービスにて情報提供し、市民等への協力も得ることができました。

取組の方向性

家族介護者の負担軽減や高齢者虐待を予防するため、関係機関と協力し、多様な支援を図っていきます。

また、職能団体との連携により介護技術の普及を進めるとともに、庁内担当部署と連携を図り、属性を問わない相談体制の充実やヤングケアラーへの支援の充実について検討を行っていきます。

なお、本市には現在、地域包括支援センターが、直営で運営している基幹型地域包括支援センターが1ヶ所、委託による地域型地域包括支援センターが3ヶ所、合計で4ヶ所設置されています。基幹型地域包括支援センターは1圏域の考え方のもと、市全体を支援することにより、地域型地域包括支援センターの業務負担の軽減や、バックアップ支援及び教育を担い、質の確保に努めています。

今後も地域包括支援センター機能の強化を図ることで、家族介護者への支援につなげてきます。

(※6) **ACP(人生会議)**：将来的に病気になったり介護が必要になったりしたときに備え、これまでに大切にしてきたことや、これから誰とどのように過ごしたいか、希望する医療や介護のことなどについて、家族や大切な人、医療・介護関係者ととともにあらかじめ考え、話し合いを行い、本人による意思決定を支援する取組のこと。

展開していく施策等

<家族介護者への支援・相談>

- 家族介護者支援事業
家族介護者教室
- 地域包括支援センターの役割の周知と運営
総合相談支援業務
権利擁護業務（高齢者虐待防止への対応）
- 相談窓口の充実
- シニアしっとく講座の開催
- 認知症家族会ゆりの会の開催
- 高齢者虐待防止対策の推進

<認知症の人、心配な人がいた時に>

- 認知症総合支援事業
認知症高齢者見守り事業
- 緊急事務管理体制の整備（日常生活自立支援事業の補完）
- 行方不明時の対策の推進
- ヤングケアラーへの支援の推進

(5) 権利擁護の推進

現状

権利擁護支援のための「地域連携ネットワーク」の仕組みとして、既存の成年後見制度の推進機関であった「きよせ権利擁護センターあいねっと」に中核機関を設置したことで、権利擁護に関する相談や成年後見制度等の普及啓発について、市と社会福祉協議会が協力して取り組むことができるようになりました。

また、消費生活相談の相談体制として、相談員を常時2名以上配置することで、令和4年度（2022年度）の相談件数が659件と増加するとともに、自動通話録音機の設置について、地域包括支援センターを通じて啓発を行ったことで、令和4年度（2022年度）は96台の貸出を行いました。

取組の方向性

引き続き、成年後見制度等の普及啓発・利用促進のための体制整備を進めるとともに、市民後見人が活躍できる仕組みづくりを進めていきます。

また、消費者被害に遭っている事自体を認識していない人や、いわゆる「泣き寝入り」をする被害者を減らしていけるよう、被害防止のための情報を発信し、被害を防止するとともに、被害に関する相談受付の充実を図ります。

展開していく施策等

<日常生活で困ったときの支援>

- 地域包括支援センターの役割の周知と運営
 - 権利擁護業務
 - 地域ケア会議の推進
- 成年後見制度利用支援事業の推進
- 緊急事務管理体制の整備（日常生活自立支援事業の補完）

<詐欺などで困らないように>

- 自動通話録音機等の設置推進
- 消費生活相談体制の充実

(6) 高齢者向け住宅等の推進

現状

高齢者が自宅で安心して暮らしていけるよう、都や民間と連携し、高齢者の住まいの確保に努めています。

また、自立支援住宅改修助成について市民生活便利帳や市民配布用の介護保険の冊子、介護保険サービスガイド、ホームページなどに案内を掲載し周知を行っています。

取組の方向性

高齢者向け住宅施策について、案内やホームページの記載内容を分かりやすいように見直し、市民が活用しやすいよう周知を図ります。また、退去後の空き室について、速やかに募集・入居が可能なよう手続き等の見直しを行います。

その他、引き続き、民間アパートの借り上げやシルバーピア(都営住宅)^(※7)の運営を行うことで、高齢者の住まいの確保を図っていきます。

展開していく施策等

<高齢者の住まいのこと>

- 自立支援住宅改修費助成事業の実施
- 借上げ高齢者住宅の提供
- 都営住宅地元割り当ての提供
- シルバーピア（都営住宅）への生活協力員配置

高齢者住宅等整備状況

令和5年10月1日現在

施設種類	施設数（ヶ所）	定員数（人）
養護老人ホーム	1	60
軽費老人ホーム（ケアハウス）	1	32
有料老人ホーム（介護付き）	3	118
有料老人ホーム（住宅型）	3	92
サービス付き高齢者向け住宅	5	208
シルバーピア（都営住宅）	4	150
高齢者住宅（市の民間集合住宅借上げ）	3	35
合 計	20	695

*本市の整備計画はありませんが、都からの情報提供をもとに必要なに応じて、適宜、協議を実施します。

(※7) シルバーピア（都営住宅）：高齢者向けに設計・建築された都営住宅のこと。

計画における目標値

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立支援住宅改修費助成事業	件数	20件	20件	20件

(7) 安心安全のまちづくり

現状

地震や台風・大雨といった災害への備えや一人暮らしの高齢者等の安心のため、市民、関係機関・団体等と連携した、安否確認や見守り、災害時の避難支援等の協力体制の構築を進めています。

高齢者の見守りについては、令和4年度（2022年度）に、新たに1事業所と見守り協定を締結するとともに、清瀬市高齢者ふれあいネットワーク事業では、緩やかな見守りを中心とし、民生・児童委員とふれあい協力員の学びの場の提供を行っています。

また、避難行動要支援者関連では、避難行動要支援者登録制度の対象者に対し登録勧奨を行うとともに、ケアマネジャーや障害の相談支援員に対し、制度の周知を行っています。

その他、移送・配食サービス事業者に対して、補助金助成などを行っています。

取組の方向性

安心安全のまちづくりを推進するため、引き続き、見守り体制の充実や、災害時の協力体制の構築を進めていきます。

清瀬市高齢者ふれあいネットワーク事業では、ふれあい協力員、ふれあい協力機関、民生・児童委員が各地域で「声かけ・見守り」活動を行い、地域包括支援センターへの繋ぎを行うなど、既存の協力体制を維持・継続していきます。

また、もしもの救急時や救急隊などの迅速な救命活動や支援に役立てるよう、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等に「救急情報シート」の配布などを行います。

展開していく施策等

＜高齢者の見守り＞

- 救急情報シート配付事業
- 救急通報システム事業等の実施
- 地域団体等による見守り活動支援
- 高齢者等の見守り活動に関する協定
- 出前講座や出張相談の実施
- 清瀬市高齢者ふれあいネットワーク事業
- 交通安全に関する教室や講習の実施
- 自動通話録音機等の設置推進
- 移送・配食サービス実施団体への助成等

＜災害への備え＞

- 避難行動要支援者登録制度
- 災害時支援ガイドの普及
- 災害時における福祉避難所の利用に関する協定
- 福祉避難所連絡会の開催

計画における目標値

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
避難行動要支援者登録者	登録者数	3,100 人	3,150 人	3,200 人

2 一人ひとりの尊厳が守られ その人らしくいきいきと暮らす

(1) 地域交流の場の充実

現状

障害や介護の必要性の有無にかかわらず、住民同士が身近なところを拠点に気軽に集い、交流できる場としてサロン活動があります。サロン活動は住民により開催・運営され、一人ひとりがいきいきと生活していけるよう、地域での見守りのもと、生きがいを持って過ごせるよう取り組んでいます。

サロン活動の促進のため、市では活動場所として老人いこいの家の提供などを行っていますが、令和2年以降は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、活動自体の中止が相次ぎました。

令和4年度（2022年度）に清瀬市野塩多世代交流施設を建設、指定管理者制度を導入して令和5年度（2023年度）より新たな地域交流の場として運用開始することになりました。

取組の方向性

活動を休止していたサロンが再開できるよう、サロン活動への支援を行います。

老人いこいの家などでの事業再開はいまだに困難な状況が続いているため、各種団体と連携を図りながら交流の場の充実を検討していきます。

市内一斉清掃も多世代交流の機会として感染症対策に留意し、参加を促進していきます。

展開していく施策等

＜地域で人と交流する＞

- 介護予防・日常生活支援総合事業（※自立支援・重度化防止に向けた取組）
一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）※サロン活動の運営支援

＜多世代の人と交流する＞

- サロンレター等を活用した交流の場の周知（サロンレター等作成）
- 市内にある日本社会事業大学・明治薬科大学・国立看護大学校との連携推進
- 多世代が交流できる老人いこいの家・多世代交流施設の有効活用
- 市内一斉清掃への参加促進

＜長寿へのお祝い＞

- 敬老記念の事業の実施

(2) 高齢者の活動支援

現状

高齢となってもこれまでの経験や能力を活かして、就労の場所や社会活動の充実を図るため、シルバー人材センターとシニアクラブに対して運営費の補助等を行っています。

また、市内で実施する介護予防活動を行う団体に対して、活動資金の補助を行っています。

取組の方向性

これまで新型コロナウイルス感染症拡大によりシニアクラブや介護予防活動などの活動が縮小していたため、コロナ前と同レベルまで各種活動を活発化できるよう、各種団体等への活動再開の支援を行います。

また、シニアクラブには、介護予防・日常生活支援総合事業と連携した事業活動の担い手となっていただくよう、活動のあり方を見直し、支え合い活動を推進していきます。

展開していく施策等

<地域活動への支援>

●介護予防・日常生活支援総合事業

一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）

※介護予防活動団体育成事業の充実、団体の活動支援

<経験や能力を活かして、地域に人に貢献する>

●シルバー人材センター運営費補助事業

●シニアクラブ活動への支援（健康づくり、友愛活動、社会奉仕活動等）

計画における目標値

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
シニアクラブ	クラブ数	22 クラブ	22 クラブ	22 クラブ
	会員数	800 人	820 人	840 人

(3) 技能や経験を発揮できる環境づくり

現状

高齢となってもこれまでの経験や能力を活かして社会参加ができるよう、シルバー人材センターでは高齢者の就労支援などを行っています。

また、きよせボランティア・市民活動センターでは、ボランティアの募集情報やボランティアの依頼を受け付けています。

その他、市内で行っているボランティア活動には、日常生活を支え合う「ふれんどサービス」や、施設等の整備、配膳補助、話し相手などを行う「きよせ介護サポーター」などがあり、本市では地域の支え合いの場として活躍できるボランティアへの参加促進を行っています。

取組の方向性

シルバー人材センターでは、就労や地域での活動の場の充実を図ります。

また、きよせ介護サポーターにおいては、これまで行われてきた施設分野でのボランティア活動に加えて、今後は在宅分野も含めたボランティア活動を目指します。

その他、引き続き、就労支援コーディネーターの配置について検討を行っていきます。

展開していく施策等

<高齢者の活動支援>

- シルバー人材センターの積極的な周知及び活用
- 介護サポーター事業の充実
- ボランティアセンターの活用
- 様々なボランティア活動の広報
- 就労支援コーディネーター配置の検討

計画における目標値

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
シルバー人材センター	会員数	886 人	896 人	906 人
	就業率	85%	85%	85%
きよせ介護サポーター	登録者数	225 人	230 人	235 人

（４）生涯学習環境の充実

現状

歌声喫茶等を開催しているきよせカレッジでは、学習意欲のある高齢者の希望に応えるような講座や学習メニューの充実を図るとともに、各種講座等の情報を発信してきました。しかしながら、令和元年度（2019年度）以降は新型コロナウイルス感染症拡大により、出前講座や生涯学習など、多くの事業で活動を制限せざるを得ない状況となりました。

取組の方向性

新型コロナウイルス感染症が5類感染症となったことから、感染症拡大の状況を見ながら、徐々に生涯学習活動を再開していきます。生涯学習センターの指定管理者制度導入に伴い、指定管理者と連携しながら、生涯学習メニューの拡充を図り、情報を発信します。

さらに、介護保険に関心のある高齢者も多いことから、出前講座等を活用し、高齢者施策や介護保険制度についての普及・啓発の強化に取り組んでいきます。

展開していく施策等

＜学習意欲のある高齢者のサポートや介護サービスなどの情報発信＞

- きよせカレッジの開催
- 生涯学習メニューの情報発信（指定管理者へ委託）
- 出前講座による介護保険、福祉サービスの市民説明の実施

3 いつまでも元気に介護を必要とせずに暮らす

(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

現状

令和元年（2019 年）の健康保険法の改正より、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を行うため、高齢者保健事業と介護予防事業を一体的に実施する枠組みが構築されました。

本市では、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、国保データベース（KDB）システム等による地区診断と、それに応じた保健事業の実施及び保健分野との連携を強化するなど、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を行っています。

取組の方向性

引き続き、介護・医療・健診情報等の活用と、関係部署間の連携を強化し、高齢者保健事業と介護予防事業の一体的な実施を推進していきます。

展開していく施策等

<元気で生活するための情報発信・取組>

- 健幸大学の講演会等の実施
- 各種健康教室・健康相談の実施
（生活習慣病予防、骨粗しょう症予防、自殺予防、フレイル予防、食生活相談、歯の健康相談等）
- フィットネスルームの運営（トレーニング、ストレッチ・体操）
- 保健師等による地域健康づくり支援
- 健康づくり推進員等、健康サポーターの育成及び協働による地域健康づくりの推進

<自分の体を知る、自分を守る感染症対策>

- 特定健康診査、後期高齢者医療健康診査、特定保健指導の実施
- 結核健診、各種がん検診、成人歯科健診の実施
- 高齢者インフルエンザワクチン定期予防接種の実施
- 高齢者肺炎球菌ワクチンの定期予防接種の実施

計画における目標値

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
フィットネスルームの運営	65歳以上延人数	11,000人	11,500人	12,000人

(2) 介護予防の充実

現状

健康づくり活動等を行いたい市民が、主体的に取り組むことができるように、活動の中心となる人材や活動場所・運営費等の支援を実施しています。

シニアクラブには、活動の場所として、老人いこいの家や各地域市民センターの集会室を貸し出しています。

また、介護予防・日常生活支援総合事業の周知を図るとともに、地域の実情に応じた多様なサービスの拡充や、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントの質の向上に努めています。

さらに、介護予防については、市民の関心の高い身体機能の維持・向上や認知症予防等の要素を意識しながらも、重要性が高いにもかかわらず見落とすことも多い栄養や口腔ケア等の知識についての普及啓発を行っており、特に、オーラル・フレイル予防事業として、自宅でできる「きよせきらり健口体操」のパンフレットを作成し、清瀬市歯科医師会に所属している歯科医院に配布しています。

一般介護予防事業は参加希望者が増加傾向となっており、また、住民主体の通いの場についても、令和4年（2022年）に新たに11団体が立ち上がるなど、活動の広がりを見せています。

取組の方向性

引き続き、各種介護予防に関する取組の充実を図っていきます。

展開していく施策等

<地域で人と交流する>

- 介護予防・日常生活支援総合事業の推進（※自立支援・重度化防止に向けた取組）
介護予防・生活支援サービス事業の充実 一般介護予防事業の推進

<介護予防のための活動を支援する>

- シニアクラブ健康づくり活動支援 ●よろず健康教室の実施（軽体操、ストレッチ）
- 出前講座や出張相談等の実施による総合事業の普及啓発

計画における目標値

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
よろず健康教室	回数	470回	470回	470回
	延べ人数	6,500人	7,000人	7,500人
10の筋トレの活動団体	実施数	46ヶ所	52ヶ所	58ヶ所

(3) 支え合いの活動支援

現状

将来的に介護サービスの利用者が増加し、また現役世代の人が減少することから、介護を支える人材が不足し、サービスを利用したくても利用できない高齢者が増加することが見込まれています。

本市では、介護度が高い方に対する専門職による介護サービスの提供を維持するため、軽度者の生活支援サービスは生活支援コーディネーターが中心となり、介護予防・日常生活支援総合事業や住民相互の支え合いの活動を実施しています。

また、高齢者の抱える様々な課題の解決手法として、地域ケア会議を開催し、地域の支援体制の強化を進める他、介護支援専門員への研修等を通じて、高齢者の心身の状態や生活環境などの変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを推進しています。

さらに、交流の場として、令和4年度（2022年度）は、野塩老人いきいの家を廃止し、野塩多世代交流施設を建設しました。野塩多世代交流施設は令和5年度（2023年度）から指定管理者制度を導入し、運用を開始しています。

取組の方向性

市民がサービスの担い手として楽しみながら社会参加し、活動を通じて介護予防ができる仕組みづくりを進めていけるよう、つどいの場や活動拠点の整備を進めていきます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により縮小・休止していたサロンなどの活動が再開できるよう、支援を行っていきます。

展開していく施策等

＜地域で活動を行う＞

- 生活支援体制整備事業の推進（※自立支援・重度化防止に向けた取組）
- 介護予防・日常生活支援総合事業
 - 一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）※サロン活動の運営支援
- 地域包括支援センターの役割の周知と運営
 - 地域ケア会議の推進（※自立支援・重度化防止に向けた取組）
 - 包括的・継続的ケアマネジメント業務

＜地域で支え合うためのボランティア＞

- ボランティアの育成

（４）運動できる環境の推進

現状

老人いこいの家は、シニアクラブでの利用やよろず健康教室、高齢者のサークル活動、地域の団体などで利用されてきました。

シニアクラブでは、歩け歩け運動、健康ウォーキング、春・秋スポーツ大会、体力測定等を実施しており、各種取組の支援を行ってきました。

また、よろず健康教室では、軽体操やストレッチ、脳トレ等を実施し、令和4年度（2022年度）の利用者は4,931人となりました。

その他、ゲートボールやグランドゴルフ、スカットボール等の活動の場として、屋外ゲートボール場の提供を行ってきました。

取組の方向性

今後も健康維持や日常的な体力づくりへの取組など、高齢者が気軽に運動できる環境の整備を図ります。

展開していく施策等

＜運動するための環境や活動の場＞

- 公共施設の貸出、公園、老人いこいの家等の活用
- よろず健康教室による軽体操やストレッチの実施
- シニアクラブによるスポーツ大会や健康ウォーキング等の実施
- その他各種スポーツ事業の実施

4 介護が必要となっても安心して暮らす

(1) 介護保険サービス基盤の充実

ア. 居宅サービス

現状

居宅サービスとは自宅で生活する人を対象としたサービスです。サービスの利用にあたってはケアマネジャーが心身の状況や環境、本人や家族の希望を受けて、利用するサービスの種類・内容等の計画（ケアプラン）の作成が必要となり、その計画に則りサービスが提供されます。

取組の方向性

① 介護予防サービス

要支援1や2と認定され、今後も状態を維持・改善できる可能性が高い方を対象に、「自分でできることはできる限り自分で行う」ことを基本としたサービス提供を図ります。

<介護予防サービスのサービス量>

		第8期計画			第9期計画			令和 12年度	令和 22年度
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度		
介護予防訪問入浴介護	(回)	0	0	0	0	0	0	0	0
	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	(回)	343	334	351	389	394	394	406	378
	(人)	79	77	86	94	95	95	98	91
介護予防訪問リハビリテーション	(回)	131	69	100	116	116	116	116	116
	(人)	12	7	9	10	10	10	10	10
介護予防居宅療養管理指導	(人)	78	72	77	79	81	81	83	76
介護予防通所リハビリテーション	(人)	97	111	113	115	118	118	121	112
介護予防短期入所生活介護	(日)	22	19	65	50	50	50	42	42
	(人)	4	4	9	7	7	7	6	6
介護予防短期入所療養介護	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0
	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	(人)	26	24	21	20	22	22	22	20
介護予防福祉用具貸与	(人)	351	363	414	435	442	445	456	422
特定介護予防福祉用具購入	(人)	6	6	7	13	13	13	13	19
介護予防住宅改修	(人)	7	6	6	8	8	8	8	8
介護予防支援	(人)	464	487	530	557	566	570	583	540

* 1か月あたり。令和3・4年度は実績。令和5年度は見込値。令和6年度以降は計画値。

出典：地域包括ケア「見える化」システム

② 介護サービス

要介護1～5と認定された方を対象に、利用者の心身の状況、置かれている環境、利用者や家族の希望を踏まえ、健康上や生活上の課題等の解決に向けたサービス提供を図ります。

＜介護サービスのサービス量＞

		第8期計画			第9期計画			令和 12年度	令和 22年度
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度		
訪問介護	(回)	14,999	15,644	15,885	17,098	17,306	17,750	18,070	17,019
	(人)	815	810	810	854	863	899	921	869
訪問入浴介護	(回)	319	257	214	285	294	298	289	248
	(人)	62	56	49	60	62	63	61	52
訪問看護	(回)	3,653	3,763	4,071	4,137	4,294	4,385	4,405	4,281
	(人)	528	517	535	548	569	581	585	567
訪問リハビリテーション	(回)	901	676	356	553	563	625	614	394
	(人)	64	56	33	56	57	63	62	40
居宅療養管理指導	(人)	835	834	843	873	891	910	940	913
通所介護	(回)	7,270	7,157	7,677	8,045	8,203	8,331	8,590	8,299
	(人)	691	724	783	815	832	845	872	841
通所リハビリテーション	(回)	1,378	1,340	1,429	1,481	1,499	1,510	1,534	1,464
	(人)	196	192	216	227	230	232	236	225
短期入所生活介護	(日)	2,049	2,110	1,954	2,458	2,489	2,516	2,493	2,202
	(人)	171	167	144	171	173	175	174	155
短期入所療養介護	(日)	57	70	109	231	252	275	259	201
	(人)	10	7	14	29	32	35	33	25
特定施設入居者生活介護	(人)	195	211	223	232	236	241	255	246
福祉用具貸与	(人)	1,180	1,195	1,227	1,280	1,305	1,320	1,359	1,317
特定福祉用具購入費	(人)	25	22	31	40	41	42	44	46
住宅改修	(人)	10	10	9	10	11	11	12	8
居宅介護支援	(人)	1,804	1,814	1,839	1,886	1,932	1,974	2,056	1,985

* 1か月あたり。令和3・4年度は実績。令和5年度は見込値。令和6年度以降は計画値。

出典：地域包括ケア「見える化」システム

イ. 地域密着型サービス

現状

地域密着型サービスとは、認知症高齢者や中重度の要介護高齢者が在宅で24時間365日安心して住み慣れた地域で生活が送れるよう、身近な市町村の生活圏域内でサービスの利用及び提供が完結するサービスです。

本市が事業者の指定・指導及び監督を行うもので、原則として本市の被保険者のみが利用できます。地域に開かれた事業運営となるよう、運営推進会議等で活動状況や運営上の課題等を共有し、サービスの質の向上を図りながら、各種サービスを提供しています。

《地域密着型サービスの種類》

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

② 夜間対応型訪問介護

夜間帯（18～8時）の定期的な巡回訪問と通報（オペレーションコール）に対応する随時訪問により、排せつ介助や体位変換などの訪問介護を行うサービスです。

③ 認知症対応型通所介護

認知症と診断された方が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられるサービスです。定員12人の小規模な通所介護のため、少人数のグループで、一人ひとりに寄り添ったきめ細やかなケアを提供することができます。また、家族等の介護負担軽減等も期待されます。

④ 小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の状態や希望等に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて、在宅での生活の持続性を支援する登録定員25～29人のサービスです。

⑤ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の診断がある要支援・要介護者が5～9人程度で共同生活を行い、入浴、排泄、食事等の介護やその他の日常生活上の支援、機能訓練等を受けるサービスです。令和5年（2023年）10月1日現在、市内に5ヶ所あります。（定員81人）

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、入浴、食事等の介護やその他日常生活上の世話、機能訓練等のサービスが受けることができるサービスです。介護老人福祉施設には、有料老人ホーム、ケアハウス等があります。

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の29人以下の小規模施設です。食事、入浴等日常生活の介護や健康管理を受けることができるサービスです。

⑧看護小規模多機能型居宅介護

利用者の状況に応じて、小規模な住宅型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」（介護と看護）、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けることができるサービスです。登録定員は25～29人で令和5年（2023年）10月1日現在、市内に1ヶ所あります。

⑨地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護（デイサービス）で、食事や入浴等、日常生活上の世話や機能訓練が受けることができるサービスです。令和5年（2023年）10月1日現在、市内に10ヶ所あります。

取組の方向性

本計画では、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護」、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」の整備を見込みます。なお、「認知症対応型通所介護」「地域密着型通所介護」は、新規指定申請にあたり、保険者との協議を必要とします。

＜地域密着型サービスの整備計画＞

施設区分		令和5年度	第9期計画期間 (令和6～8年度)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	事業所数	0	1
認知症対応型通所介護	事業所数	0	2
小規模多機能型居宅介護	事業所数	0	1
	定員数（人）	0	29
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	事業所数	5	6
	定員数（人）	81	99
看護小規模多機能型居宅介護	施設数	1	1
	定員数（人）	29	29
地域密着型通所介護	施設数	10	16

＜地域密着型サービスのサービス量＞

		第8期計画			第9期計画			令和 12年度	令和 22年度
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度		
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	(人)	1	1	0	0	32	35	31	28
認知症対応型通所介護	(回)	14	0	0	0	0	0	0	0
	(人)	2	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	(人)	0	0	0	0	0	28	29	25
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	(人)	79	80	79	81	81	99	99	89
看護小規模多機能型居宅 介護	(人)	19	23	26	28	28	29	29	29
地域密着型通所介護	(回)	2,317	2,466	2,441	2,556	2,715	2,751	2,752	2,573
	(人)	300	311	285	298	315	319	320	301

* 1か月あたり。令和3・4年度は実績。令和5年度は見込値。令和6年度以降は計画値。

出典：地域包括ケア「見える化」システム

ウ. 施設サービス

現状

要介護1～5の方が利用できるサービスで、介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。

施設の種類によって提供されるサービスの内容が異なっており、一人ひとりの状況や目的に応じた利用ができるよう、本人・家族への支援を行っています。

《施設サービスの種類》

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で、自宅で介護を受けることが難しい方が対象の施設です。食事・入浴等日常生活の介護や健康管理を受けられます。

②介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリテーションに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的管理のもとでの介護や看護、リハビリテーションを受けられます。

④ 介護医療院

長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。

日常的な医学管理が必要な要介護者を受け入れ、看取り・ターミナルケア^(※8)等の医療機能と日常的な介護を一体的に受けられます。

なお、介護療養型医療施設は、令和6年（2024年）3月31日までに廃止され、介護医療院等へ転換されました。

取組の方向性

市内の介護老人福祉施設の待機者は令和4年（2022年）4月1日時点で152人となっています。

本計画中に上記①～③の施設の整備は予定していませんが、今後も引き続き近隣市を含めた施設の利用状況の把握に努めます。

^(※8) **ターミナルケア（終末期医療）**：末期のがん患者など、病気で余命がわずかになった方に対して行う医療・看護・介護的ケアのこと。

＜施設サービスの整備計画＞

施設区分		令和5年度	第9期計画期間 (令和6～8年度)
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	施設数	5	5
	定員数(人)	531	531
介護老人保健施設	施設数	2	2
	定員数(人)	190	190
介護医療院	施設数	1	1
	定員数(人)	60	60

＜施設サービスのサービス量＞

		第8期計画			第9期計画			令和 12年度	令和 22年度
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度		
介護老人福祉施設	(人)	460	453	453	456	460	464	485	477
介護老人保健施設	(人)	180	173	158	166	170	171	176	173
介護医療院	(人)	9	9	7	18	25	34	17	15
介護療養型医療施設	(人)	22	17	7					

* 1か月あたり。令和3・4年度は実績。令和5年度は見込値。令和6年度以降は計画値。

出典：地域包括ケア「見える化」システム

工. 地域支援事業

現状

地域支援事業は、①総合事業、②包括的支援事業、③任意事業で構成され、被保険者が要介護・要支援状態になることを予防し、社会に参加しつつ、地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするもので、本市でも様々な事業を実施しています。

取組の方向性

① -A 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）

介護予防は運動機能向上訓練のみではなく、社会参加と一体的に行うことが効果的であるとされています。市民が社会的な役割や生きがいを持って活動に参加し、お互いの支え合いの中で介護予防が進むよう、住民等の多様な主体による多様なサービスを充実させ、総合事業を推進します。

■訪問型サービス及び通所型サービス

訪問型サービス及び通所型サービスとは、従来の介護予防相当、基準緩和型、住民主体型、短期集中予防等のサービス類型があります。本計画では不足しているサービスの充実に取り組んでいきます。

■介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメントでは、要支援者等に対し自立した日常生活を送るための目標設定を行い、その達成に向けてケアマネジメントを行います。効果的な実施に向けて、地域包括支援センター及び委託を受けた居宅介護支援事業所の質の向上を目的とした研修、ケアプラン点検等に取り組んでいきます。

＜介護予防・生活支援サービスのサービス量＞

		第8期計画			第9期計画			令和 12年度	令和 22年度
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度		
訪問型サービス（従来型）	（人）	340	341	345	350	355	360	333	313
訪問型サービス A	（人）	1	1	2	2	2	2	2	2
訪問型サービス B	（人）	8	30	35	40	45	50	40	40
訪問型サービス C	（人）	0	0	1	2	3	5	3	3
通所型サービス（従来型）	（人）	333	399	410	423	437	467	372	350
通所型サービス A	（人）	4	8	12	16	20	24	12	11
通所型サービス B	（人）	28	23	20	27	30	33	25	20
通所型サービス C	（人）	2	1	4	4	4	4	4	4
介護予防ケアマネジメント	（人）	342	363	361	397	399	402	332	310

* 1 か月あたり。令和3・4年度は実績。令和5年度は見込値。令和6年度以降は計画値。

出典：地域包括ケア「見える化」システム（参照可能分のみ）

① -B 介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）

市の財源で行う事業や地域の互助、民間サービス等が役割分担しながら、参加者や住民主体の通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、自立支援への取組を実施し、介護や支援が必要になっても生きがい・役割を持って生活できる地域を構築することで、介護予防を推進するものです。

■介護予防把握事業

様々な方法により、閉じこもり等の何らかの支援を必要とする人を早期に把握し、介護予防活動へつなげていきます。

地域包括支援センターの総合相談や高齢者アウトリーチ事業、医療機関との連携等による効果的かつ効率的な情報収集に努めます。

■介護予防普及啓発事業

介護予防普及啓発事業では介護予防パンフレットの配布や講演会の開催等、普及啓発を行います。

より効果的な介護予防の知識や取組について情報発信していきます。

■地域介護予防活動支援事業

介護予防を目的とした住民主体の通いの場等の活動支援を行います。

ボランティア等の人材育成や地域活動組織の育成・支援、介護サポーター事業の充実等に取り組めます。

■一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を通じて、総合事業全体を評価します。

継続的な地域づくりを行えるよう、総合事業全体を見直し、事業の改善を図っていきます。

■地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取組を機能強化するため、リハビリテーションの専門職等が、地域包括支援センターと連携し、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等の取組を総合的に支援しています。

職能団体との連携を強化し、住民や介護職員等への介護予防に関する技術的助言、ケアマネジメント支援等に取り組んでいきます。

②-A 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

■第1号介護予防支援事業

介護予防ケアマネジメントを実施するものです。(P.56①介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）を参照)

■総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう、地域におけるネットワークを構築するとともに、心身の状況や生活実態、必要な支援等を把握し、相談を受け、適切な機関や制度につなげます。

介護サービス事業者、医療機関、民生・児童委員、ボランティア等関係者とのネットワーク構築や高齢者アウトリーチ事業等による実態把握、総合相談支援（情報提供や専門的・継続的な関与、緊急対応等）の充実を図っていきます。

■権利擁護業務

権利擁護事業では、地域住民、民生・児童委員、ケアマネジャー等の支援だけでは解決できない、困難な状況にある高齢者が、尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、権利擁護のための支援を行うものです。

本市では、日常生活自立支援事業、成年後見制度の活用や虐待等で保護が必要な場合の老人福祉施設等への入所措置、高齢者虐待対応、困難事例への対応、消費者被害防止への取組等の充実を図っていきます。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、ケアマネジャー、主治医、関係機関等の連携、在宅と施設の連携、多職種協働により、高齢者の状況や変化に応じて包括的かつ継続的に支援していくものです。

本市では医療や介護の関係機関の連携体制の強化やケアマネジャーの情報交換の場及び研修の充実、ケアマネジャーへの日常的個別指導・相談対応、支援困難事例への助言等の支援の充実を図っていきます。

②-B 包括的支援事業（社会保障充実分）

■在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療と介護を一体的に提供するために関係機関の連携を推進することを目的としています。医療・介護マップの配布、医療・介護連携推進協議会による取組（多職種協働研修等）の充実、情報共有ツールの活用、在宅医療相談窓口の充実等に取り組めます。

■生活支援体制整備事業

生活支援体制整備事業とは、NPO法人、企業、ボランティア、シルバー人材センター、シニアクラブ、商工会等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化、高齢者の社会参加の促進を一体的に図っていくことを目的とするものです。

引き続き、生活支援コーディネーターや第1層・第2層協議体による体制整備を進めていきます。

■認知症総合支援事業

・認知症初期集中支援推進事業

認知症の人やその家族に早期に関わる初期集中支援チームを配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とするものです。

本市では、認知症疾患医療センターや認知症サポート医と連携し、認知症支援ネットワークの構築を推進していきます。

・認知症地域支援・ケア向上事業

認知症地域支援推進員を配置し、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ることを目的とするものです。

本市では、きよせオレンジガイドブック（認知症ケアパス）、若年性認知症を含めた相談支援や関係機関との連携体制、家族介護者支援等の充実を図っていきます。

■地域ケア会議推進事業

個別ケースを検討する会議から地域課題の解決を検討する場まで一体的に取り組むことで地域づくりや政策形成を行い、多様な関係者の協働により、高齢者の生活を地域全体で支援していくことを目的とするものです。

本市では、個別ケースの検討の積み重ねから着実に地域の共通課題を共有し、課題解決に向けた新たな資源開発や施策化に取り組んでいきます。

③ 任意事業

任意事業とは、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者・介護者等に対する支援を行うことを目的としています。

■家族介護者支援事業

介護方法の指導、介護者の支援のために必要な事業を実施するものです。

・介護教室の開催

適切な介護知識・技術や認知症への対応方法、外部サービスの適切な利用方法の習得等を目的とした介護教室の開催に取り組んでいきます。

・認知症高齢者見守り事業

認知症に関する広報・啓発活動、行方不明等高齢者を早期発見できる仕組みづくり、地域におけるボランティア等による見守り等を推進していきます。

(認知症施策の推進(32ページ)を参照)

・家族介護者への支援

家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的として、家族介護者の交流会等を行っていきます。

■その他の事業

介護保険事業の安定化、自立した日常生活支援に必要な事業を実施するものがあります。

・成年後見制度利用支援事業

市長申立等に係る低所得者の成年後見制度の申立経費や成年後見人等の報酬助成を引き続き行っています。

・認知症サポーター等養成事業

地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーター等の養成を引き続き行っています。

コラム

要介護者等に対する リハビリテーション提供体制に関する取組

高齢者が状態に応じ自立した生活を営むためには、介護（予防）サービスを効果的に利用していくことがポイントです。

とりわけリハビリテーションサービスは、心身の状態や生活能力を評価した上で、適切な目標設定を行い、心身の機能の維持改善を図り、その人らしい生活を送るための効果的なサービスといえます。

本市には、訪問リハビリテーションや通所リハビリテーションのサービスがあり、多くの方に利用いただいている状況です。

今後の要支援・要介護者のさらなる増加を見据えて、引き続き、必要な方に必要なリハビリテーションサービスが提供される体制の構築を目指します。

リハビリテーションサービス体制構築に向けた目標

- ・必要な方に必要なリハビリテーションサービスが提供される

リハビリテーションサービス体制構築に向けた取組

- ・リハビリテーションサービス提供機関との提供体制の在り方の検討
- ・リハビリテーションサービスの供給量の実態把握
- ・効果的なリハビリテーションサービスの利用に関する普及啓発



10の筋トレ合同筋トレ



普及啓発活動

(2) 介護保険事業の円滑な推進

ア. 介護給付の適正化計画（介護給付等費用適正化事業）

現状

持続的な介護保険事業を推進するためには、介護給付を必要とする利用者を適切に認定し、利用者が真に必要なとする過不足のないサービスを事業者が提供するよう促すことが重要であり、これにより適切なサービス提供の確保とその結果としての費用の効率化を通じた介護給付の適正化を図る必要があります。

本市では、これまで介護給付の適正化を図るため、国が定める主要5事業を中心とした取組を進めてきました。

取組の方向性

本市では、令和6～8年度（2024～2026年度）までの3年間を計画期間とする「介護給付適正化計画」を別に定め、令和6年度（2024年度）の介護保険制度の改正により新たに定められた、下記の主要3事業について取組を進めます。

①要介護認定の適正化

認定調査、審査判定のばらつきを解消し、公正・公平な要介護認定が行われるよう、認定調査票の点検、認定調査員研修、モデル審査会等を実施していきます。

②ケアプラン等点検

ケアプラン点検を通し、職員とケアマネジャーの互いのスキルアップを目指します。また、ケアマネジャーが抱える悩みや地域課題を共有し、解決に向けた協力・連携を図ります。

③縦覧点検・医療情報との突合

介護報酬の請求が漏れている、または本来すべきでない請求をしている可能性の高い事業所に対して、適宜聞き取りや確認を行い、適切な介護報酬請求を促します。

展開していく施策等

<介護給付適正化の推進>

●介護給付等費用適正化事業

要介護認定の適正化 ケアプラン等点検 縦覧点検・医療情報との突合

イ. 事業所に対する指導等

地域密着型サービス及び指定介護予防支援・居宅介護支援事業所を中心に運営基準、介護報酬の請求等に関する事項等について確認を行い、サービスの質の向上を目的とした運営指導や集団指導等を実施します。

ウ. 利用者の保護

介護保険サービス提供事業者、東京都、国民健康保険団体連合会等と協力・連携し、サービス利用者の権利を守り、介護保険サービスの質の向上を図ります。また、介護サービス情報公表システムが積極的に活用されるよう周知を行います。

また、介護サービス事業所のサービスの質の向上と利用者のサービス選択に資する情報提供を目的に、東京都の補助金を活用し、市が指定する認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の第三者機関による評価（第三者評価）にかかる費用を補助し、受審を促進します。

エ. 介護離職の防止

認知症高齢者や重度の要介護者が今後ますます増加されることが見込まれる中、働きながら介護に取り組む家族等が安心して働き続けられるように、家族介護者支援の充実を図ります。（家族介護者への支援（35 ページ）を参照）

また、働く家族等に対する相談・支援の充実として、市内社会福祉法人との連携により、土日にも対応可能な相談窓口の拡充を図ります。

オ. 事業者に対する支援及び連携

事業者連絡会の開催等により、適宜、介護保険制度改正等の情報発信を行います。

また、ハラスメント対策を含めた事業者の働きやすい環境づくりに向けた取組の推進を支援します。初任者向け研修やブラッシュアップ研修等を実施し、介護サービスの質の向上を図ります。

その他、申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、電子申請の促進に取り組み、業務の効率化につなげていきます。

カ. 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

要介護認定を遅滞なく適正に実施するために、認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に取り組みます。

(3) 介護人材の確保及び質の向上、定着支援

現状

介護保険サービスを提供する事業所の多くで、専門職が足りない、募集しても応募がない、といった介護人材不足の問題が恒常化しています。

介護保険事業の安定的な運営は、サービスを提供する介護人材がいらないことには始まりません。そのため、本市では、事業者と連携した介護人材不足の実態把握や入門的研修を実施するとともに、介護の仕事の社会的評価を高めるイベントなどを行っています。

取組の方向性

介護人材の確保・定着に向け、以下の各取組を推進します。

① 介護人材不足の実態把握

事業者との協働により、市内の介護人材不足の実態を把握し、人材確保の阻害要因を分析した上で効率的な介護人材確保の施策を検討し、介護人材が働きやすい環境づくりを推進します。

② 介護の仕事の魅力発信

介護の仕事の社会的評価を高めるために、介護職員等永年勤続表彰を実施します。また、専門職による介護相談会の開催等により、本市で働く介護人材の専門性や技能をPRする場をつくります。

③ 入門的研修の実施

中高年者や子育てが一段落した方等の介護未経験者が、介護に関する基本的な知識を学ぶ「介護はじめの一步研修」を開催し、介護人材のすそ野を広げます。研修では感染症対策について学んだ上で市内事業所の見学も行います。

④ 就業支援

介護の仕事に関心を持つ方が、事業所の採用担当者に業務内容や勤務形態などに関する疑問を直接聞いたり、介護に関する資格や仕事に関する総合的な相談をしたりできる機会をつくります。

⑤定着支援

初任者向け研修、ブラッシュアップ研修等を実施し、市内で働く介護人材が知識・技能を向上させ、専門性を高めながら働き続けられるように支援します。

各種研修の実施にあたっては、ICTを活用するなど、多忙な現場でも受講しやすい環境整備を進めていきます。

⑥シニアの力・循環プロジェクト

元気高齢者が介護分野への関心を持って市内介護サービス事業所における補助的業務の担い手として就労する機会を提供し、元気高齢者の生きがいがづくりや社会参加を促進するとともに、事業所の介護人材不足の解消につなげます。

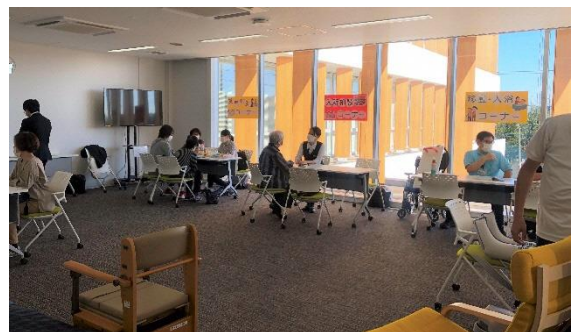
展開していく施策等

<介護人材の確保・定着支援>

- 介護人材不足の実態把握
- 介護職員等永年勤続表彰
- 介護人材の専門性や技能のPR
- 介護はじめの一步研修
- おしごと相談会
- 初任者向け研修、ブラッシュアップ研修の実施
- シニアの力・循環プロジェクト



介護職員等永年勤続表彰



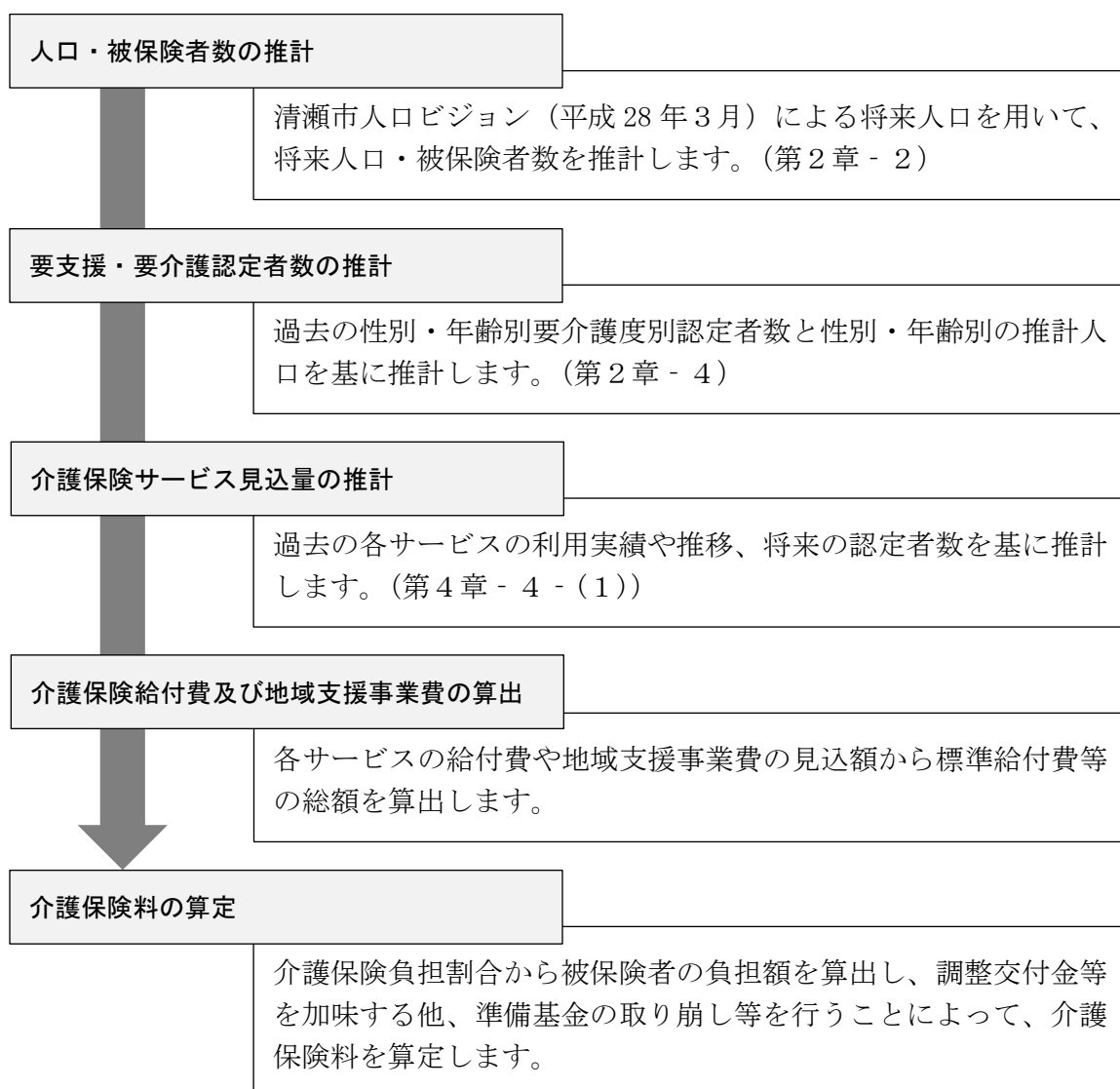
介護人材の専門性や技能のPR
(介護のワンポイントアドバイス)

第5章 介護保険料の設定

1 介護保険料算定の流れ

本計画の介護保険料の算出に当たっては、厚生労働省より提供される地域包括ケア「見える化」システムを用いました。

算出する過程においては、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）の実績を基に、市の実情や将来の見込み量等を勘案し、算出しています。また、地域包括ケア「見える化」システムでは、計画期間の令和8年度（2026年度）以降についても中長期的な推計を行い、将来的な市の状況を踏まえたうえで保険料を算出します。



2 介護保険サービス費の推計

(1) サービス別給付費の実績と見込み

(単位：千円)

	第8期計画			第9期計画			中長期の見通し	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護予防サービス	140,181	139,966	152,277	161,998	165,948	166,909	169,685	159,700
介護予防訪問入浴介護	11	18	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	22,981	21,543	23,953	26,948	27,304	27,304	28,176	26,204
介護予防訪問リハビリテーション	4,441	2,315	3,393	3,951	3,956	3,956	3,956	3,956
介護予防居宅療養管理指導	10,609	9,424	9,930	10,315	10,462	10,591	10,853	9,933
介護予防通所リハビリテーション	39,318	45,693	49,341	51,131	52,045	52,593	53,990	50,043
介護予防短期入所生活介護	1,622	1,436	5,531	4,304	4,309	4,309	3,634	3,634
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	22,667	21,573	17,911	17,431	19,382	19,382	19,382	17,453
介護予防福祉用具貸与	29,433	30,287	34,366	36,202	36,774	37,058	37,978	35,270
特定介護予防福祉用具購入費	1,556	1,569	1,850	3,784	3,784	3,784	3,784	5,275
介護予防住宅改修	7,543	6,108	6,002	7,932	7,932	7,932	7,932	7,932
地域密着型介護予防サービス	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防支援	27,784	29,610	32,347	34,476	35,077	35,326	36,132	33,468
計（Ⅰ）	167,965	169,576	184,624	196,474	201,025	202,235	205,817	193,168

* 令和3、4年度は実績、令和5年度は見込み 令和6年度以降は計画値

出典：地域包括ケア「見える化」システムによる推計

(単位：千円)

	第8期計画			第9期計画			中長期の見通し	
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
居宅サービス	2,767,063	2,803,279	3,062,560	3,160,439	3,222,370	3,285,134	3,363,630	3,189,869
訪問介護	565,569	595,983	611,849	667,715	676,742	693,995	706,457	665,410
訪問入浴介護	50,169	40,430	33,333	44,992	46,456	47,160	45,753	39,244
訪問看護	233,371	232,925	248,885	257,492	267,380	272,950	274,657	266,848
訪問リハビリテーション	33,467	25,046	13,239	20,755	21,219	23,528	23,071	14,851
居宅療養管理指導	128,803	136,787	143,328	150,591	153,824	157,116	162,231	157,646
通所介護	699,520	662,797	704,383	748,701	762,633	773,904	795,664	770,460
通所リハビリテーション	136,242	129,284	138,277	144,535	146,066	146,964	148,761	141,976
短期入所生活介護	218,909	225,603	209,438	264,769	268,500	271,134	267,926	235,686
短期入所療養介護	7,885	9,691	15,850	35,644	39,121	42,862	40,068	30,410
特定施設入居者生活介護	466,418	517,041	546,097	576,576	586,607	599,372	634,880	613,059
福祉用具貸与	210,948	212,482	218,098	227,504	231,154	233,189	239,371	233,090
特定福祉用具購入	7,055	6,183	9,382	12,139	12,432	12,724	13,344	14,125
住宅改修費	8,707	9,027	7,083	9,026	10,236	10,236	11,447	7,064
地域密着型サービス	501,622	536,128	569,798	601,410	674,538	822,764	830,261	766,004
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3,592	2,772	2,329	2,362	58,168	65,001	70,081	65,741
認知症対応型通所介護	795	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	1,334	0	0	0	0	74,354	77,431	69,309
認知症対応型共同生活介護	252,386	255,305	263,482	273,735	274,082	333,674	333,923	300,957
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	62,034	82,797	92,351	100,885	101,013	105,041	105,041	105,041
地域密着型通所介護	181,481	195,254	211,636	224,428	241,275	244,694	243,785	224,956
施設サービス	2,188,912	2,166,380	2,087,568	2,188,862	2,256,386	2,318,436	2,317,027	2,271,050
介護老人福祉施設	1,457,908	1,460,959	1,478,092	1,508,912	1,523,439	1,536,245	1,607,303	1,580,969
介護老人保健施設	611,987	603,500	554,605	592,233	607,545	611,195	627,264	616,999
介護医療院	37,993	39,162	32,357	87,717	125,402	170,996	82,460	73,082
介護療養型医療施設	81,024	62,759	22,514					
居宅介護支援	340,911	337,552	343,786	356,146	364,964	373,118	388,738	375,703
計(Ⅱ)	5,798,508	5,843,339	6,063,712	6,306,857	6,518,258	6,799,452	6,899,656	6,602,626
合計(Ⅰ+Ⅱ)	5,966,473	6,012,915	6,248,336	6,503,331	6,719,283	7,001,687	7,105,473	6,795,794

* 令和3、4年度は実績、令和5年度は見込み 令和6年度以降は計画値

出典：地域包括ケア「見える化」システム

標準給付費の実績と見込み

(単位：千円)

	第8期計画			第9期計画			中長期の見通し	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
総給付費	5,966,472	6,012,940	6,177,299	6,503,331	6,719,283	7,001,687	7,105,473	6,795,794
特定入所者介護サービス費給付費	172,333	145,902	145,984	182,746	186,482	189,534	193,972	185,101
高額介護サービス費等給付費	160,484	157,922	159,474	170,548	174,061	176,904	180,635	172,374
高額医療合計サービス等給付費	21,940	24,347	24,713	26,000	26,000	26,000	24,695	23,566
算定対象審査支払手数料	7,142	7,212	7,421	7,468	7,611	7,736	8,039	7,671
標準給付費見込額	6,328,371	6,348,323	6,514,891	6,890,093	7,113,437	7,401,861	7,512,814	7,184,506

* 令和3、4年度は決算書、令和5年度は見込み 令和6年度以降は計画値

出典：特別会計決算書

地域包括ケア「見える化」システムによる推計

(2) 地域支援事業費の実績と見込み

介護予防・生活支援サービス給付費の実績と見込み

(単位：千円)

	第8期計画			第9期計画			中長期の見通し	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
訪問型サービス（従来型）	62,497	63,332	68,158	71,400	72,828	74,284	66,153	62,220
訪問型サービス A	374	301	320	326	333	340	280	264
訪問型サービス B	132	547	1,648	2,000	2,300	2,600	1,718	1,537
訪問型サービス C	0	2	80	100	120	140	83	75
通所型サービス（従来型）	83,246	91,235	98,655	108,590	114,019	119,720	94,797	89,162
通所型サービス A	881	2,006	2,165	2,346	2,500	2,700	2,101	1,976
通所型サービス B	1,388	1,378	1,292	1,380	1,430	1,480	1,347	1,205
通所型サービス C	57	5	675	675	675	675	704	630
介護予防ケアマネジメント	20,734	22,096	22,417	24,038	25,452	27,488	22,748	20,356
合 計	169,309	180,902	195,410	210,855	219,657	229,427	189,931	177,425

* 令和3、4年度は実績、令和5年度は見込み 令和6年度以降は計画値

出典：地域包括ケア「見える化」システムによる推計

地域支援事業費の実績見込

(単位：千円)

	第8期計画			第9期計画			中長期の 見通し	
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護予防・生活支援 サービス事業費	169,962	181,364	195,878	211,675	220,477	230,247	190,751	178,244
一般介護予防事業費	41,702	42,641	41,101	42,000	42,000	42,000	42,847	38,342
包括的支援事業・任意事業費	137,731	152,988	159,087	162,992	167,492	171,992	159,259	168,610
合 計	349,395	376,993	396,066	416,667	429,969	444,239	392,857	385,196

* 令和3、4年度は決算書、令和5年度は見込み 令和6年度以降は計画値

出典：特別会計決算書

地域包括ケア「見える化」システムによる推計

3 介護保険料の算定

(1) 介護保険事業費の負担

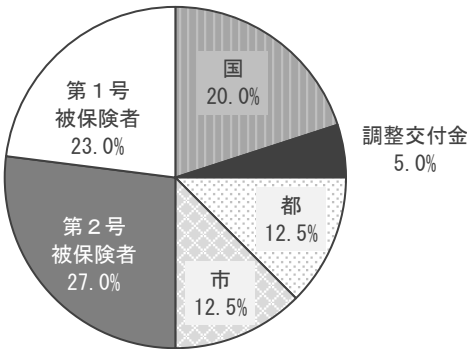
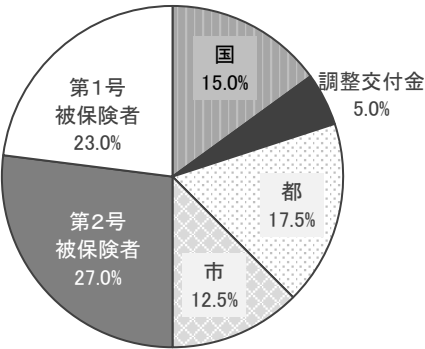
介護保険事業費（標準給付費・地域支援事業費のうち介護予防・日常生活支援総合事業にかかる費用）は、公費（国・都・市）負担割合が50%、保険料負担割合が50%と決まっていますが、保険料負担のうち第1号被保険者の負担割合が23%、第2号被保険者の負担割合が27%となります、

＊地域支援事業のうち包括的支援事業・任意事業にかかる費用は、公費負担77%、保険料負担23%となります。

介護保険事業費の負担割合

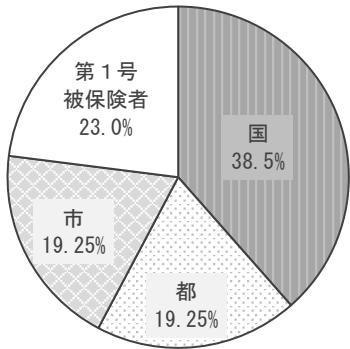
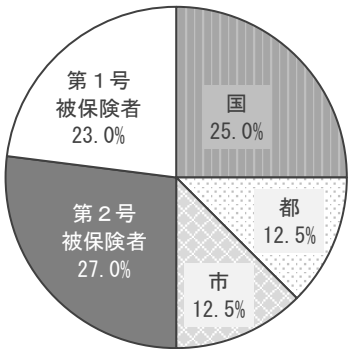
■「保険給付（施設等分）にかかる費用

■「保険給付（その他）にかかる費用」



■「地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業にかかる費用」

■「地域支援事業のうち包括的支援事業・任意事業に係る費用」



第1号被保険者の負担割合

期 年度	第1期 H12-H14	第2期 H15-H17	第3期 H18-H20	第4期 H21-H23	第5期 H24-H26	第6期 H27-H29	第7期 H30-R2	第8期 R3-R5	第9期 R6-R8
負担 割合	17%	18%	19%	20%	21%	22%	23%	23%	23%

(2) 第1号被保険者の介護保険料の算出

①保険料（基準額）の算出方法

第1号被保険者が保険料として負担する金額は、3年間の介護保険サービスに係る介護保険事業費に基づき、算出します。

第1号被保険者の保険料（基準額）の算出方法

$$\text{月額保険料 (基準額)} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{3年間の} \\ \text{標準給付費} \end{array} + \begin{array}{c} \text{3年間の} \\ \text{地域支援事業費} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{第1号被保険者の} \\ \text{負担割合 23\%} \end{array}}{\text{3年間の第1号被保険者数}} \div 12 \text{ か月}$$

*他に、収納率及び、段階別の基準額に対する割合等が関係します。

*普通徴収の方は所得段階による負担率の月額保険料に12を乗じた金額を1～9期（7月～翌3月）に賦課されます。

②保険料基準額

第9期の保険給付費等をまかなうための第1号被保険者の保険料基準額は以下のとおりです。

月額 6, 239 円

月額保険料基準額の推移（直近3期計画との比較）

期間等	第6期 H27～29年度	第7期 H30～R2年度	第8期 R3～5年度	第9期 R6～8年度
基準月額	5,686 円	5,829 円	6,187 円	6,239 円
所得段階	18 段階	18 段階	18 段階	18 段階
（対前期）引上率	16.94%	2.51%	6.14%	0.81%

(3) 所得段階別保険料

保険料は、市民税の課税状況や収入・所得に応じた保険料（所得段階別保険料）を設定します。このことにより、所得の低い方への負担軽減を図る一方で、所得の高い方には所得に応じた負担をしていただくことになります。

所得段階別保険料

所得段階	保険料率	対象となる方		年間保険料
第1段階	基準額×0.25	・生活保護を受給している方 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方		18,700円
第2段階	基準額×0.37	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方		27,700円
第3段階	基準額×0.68	世帯全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階に該当しない方		50,900円
第4段階	基準額×0.84	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方		62,800円
第5段階	基準額	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、第4段階に該当しない方		74,800円
第6段階	基準額×1.13	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が	120万円未満の方	84,600円
第7段階	基準額×1.28		120万円以上210万円未満の方	95,800円
第8段階	基準額×1.42		210万円以上320万円未満の方	106,300円
第9段階	基準額×1.55		320万円以上420万円未満の方	116,000円
第10段階	基準額×1.70		420万円以上520万円未満の方	127,200円
第11段階	基準額×1.80		520万円以上620万円未満の方	134,700円
第12段階	基準額×1.96		620万円以上720万円未満の方	146,700円
第13段階	基準額×2.08		720万円以上820万円未満の方	155,700円
第14段階	基準額×2.24		820万円以上920万円未満の方	167,700円
第15段階	基準額×2.37		920万円以上1,020万円未満の方	177,400円
第16段階	基準額×2.56		1,020万円以上2,020万円未満の方	191,600円
第17段階	基準額×2.73		2,020万円以上3,020万円未満の方	204,300円
第18段階	基準額×2.90		3,020万円以上の方	217,100円

* 所得段階第1段階から第3段階は、低所得者軽減措置後の保険料率と金額を記載しています。

（４）低所得者・高額負担への配慮

低所得者への負担軽減対策として、本市独自の介護保険料の減免や国・都制度の生計困難者を対象とした介護保険サービス利用料の負担軽減を実施しています。

今後も各種広報を通じて一層の定着と利用促進を図ります。

ア．保険料の減免

市民税非課税世帯で収入及び預貯金額等が本市の定める基準に該当する方について、保険料を減免します。

イ．サービス利用料の負担軽減

●特定入所者介護サービス費

施設サービス、短期入所サービスの居住費（滞在費）や食費は、利用する方の自己負担となりますが、所得の低い方の施設利用が困難とならないように、所得に応じて自己負担の一部を軽減します。

●高額介護サービス費

同じ月に利用したサービスの1割～3割の利用者負担の合計が高額になり、自己負担限度額を超えた場合、その超えた分を軽減します。

●高額医療・高額介護合算制度

世帯で1年間（毎年8月～翌年7月まで）に支払った医療保険制度の一部負担金等の額と介護保険の利用負担額の合算額が、世帯の自己負担限度額を超えた場合、その超えた分を軽減します。

●生計困難者に対する利用者負担額軽減制度

市民税非課税世帯で収入及び預貯金額等が本市の定める基準に該当する方について、介護費や居住費（滞在費）、食費の一部負担の一部を軽減します。

資料編

1 評価策定委員会運営要綱

○清瀬市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）評価策定委員会運営要綱

平成 23 年 3 月 24 日訓令第 10 号

改正

平成 24 年 3 月 27 日訓令第 18 号

平成 27 年 3 月 30 日訓令第 16 号

平成 28 年 10 月 12 日訓令第 64 号

令和元年 5 月 9 日訓令第 44 号

令和 2 年 2 月 26 日訓令第 15 号

令和 2 年 10 月 22 日訓令第 77 号

令和 3 年 3 月 25 日訓令第 30 号

（目的）

第 1 条 清瀬市における老人福祉法第 20 条の 8 及び介護保険法第 117 条に規定する高齢者支援対策の実施に関する計画（以下「高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）」という。）を、市長の諮問により評価、調査及び策定するため設置した清瀬市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）評価策定委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な事項を定める。

（所掌事項）

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- （1） 高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）の進捗状況の評価に関すること。
- （2） 高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）の策定に必要な調査に関すること。
- （3） 高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）を策定し、市長に報告すること。
- （4） 地域密着型サービス事業者及び 地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関すること。
- （5） その他高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）の実行に影響を及ぼす事項について、市長の求めに応じて審議し、意見を述べること。

（組織）

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから委員 16 人以内を市長が委嘱して組織する。

- （1） 識見を有する者
- （2） 地域福祉に関する団体の代表者
- （3） 一般公募による市民
- （4） 別に定める関係機関に属する者
- （5） その他市長が特に必要と認める者

(役員)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、その意見等を聴き、又は資料等の提出を求めることができる。

4 委員会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(任期)

第6条 委員の任期は、就任の日から当該就任の日の属する年度の翌々年度の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長が特に必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず、委員の任期を変更することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生涯健幸部介護保険課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月27日訓令第18号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日訓令第16号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年10月12日訓令第64号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年5月9日訓令第44号）

この訓令は、令和元年6月1日から施行する。

附 則（令和2年2月26日訓令第15号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月22日訓令第77号）

この訓令は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日訓令第30号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

2 評価策定委員会名簿 (令和6年3月時点)

No.	氏 名	所属団体・役職	
1	浅見 良子	清瀬市民生委員・児童委員協議会 副会長	
2	江藤 勝利	ケアマネット清瀬 副会長	
3	遠藤 志のぶ	きよせ信愛地域包括支援センター センター長	
4	大島 千帆	早稲田大学 准教授	
5	小川 和夫	一般公募市民	
6	奥山 裕司	社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会 福祉総務課長	
7	國眼 真理子	認知症家族会 ゆりの会 東北公益文科大学 名誉教授	
8	小滝 一幸	社会福祉法人東京聖労院 常務理事	副委員長
9	島田 尚範	一般社団法人東京都清瀬市歯科医師会 監事	
10	下垣 光	日本社会事業大学 教授	委員長
11	田代 文子	社会福祉法人上宮会 清瀬リハビリテーション病院 リハビリテーション科 部長	
12	富田 幸子	一般公募市民	
13	中島 美知子	医療法人社団ホスピティウム聖十字会 中島医院 院長	
14	前川 政美	一般公募市民	
15	望月 正敏	一般公募市民	
16	山本 清子	清瀬市シニアクラブ連合会	

(五十音順)

3 評価策定委員会検討経緯

日程	開催事項	主な内容
令和4年8月30日	(令和4年度) 第1回評価策定委員会	・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の整備について ・令和3年度事業評価について ・高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定にかかるアンケート調査項目の検討について
令和4年10月25日	(令和4年度) 第2回評価策定委員会	・高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定にかかるアンケート調査についての検討
令和4年11月27日 ～令和4年12月22日	アンケート調査の実施	—
令和5年3月29日	(令和4年度) 第3回評価策定委員会	・高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定にかかるアンケート調査結果報告書について
令和5年7月27日	(令和5年度) 第1回評価策定委員会	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備について(公募の結果等の報告) ・令和4年度事業評価について ・第8期事業計画「取組と目標」に対する自己評価シートについて ・第9期計画介護保険事業計画の策定に向けたポイント
令和5年10月2日	(令和5年度) 第2回評価策定委員会	・高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画 骨子(案)について
令和5年11月14日	(令和5年度) 第3回評価策定委員会	・地域密着型サービスの整備計画について ・高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画 素案について
令和5年12月22日 ～令和6年1月15日	パブリックコメント	—
令和5年12月22日 ～令和6年1月15日	説明動画配信	—
令和6年1月22日	(令和5年度) 第4回評価策定委員会	・パブリックコメントの結果報告 ・介護給付費の見込み量について

4 用語集

ア行

ICT（情報通信技術）

PC、スマートフォンなど、様々なコンピューターを使った情報処理や通信技術の総称で、コミュニケーションの要素を含んでいます。

ACP（人生会議）

将来的に病気になったり介護が必要になったりしたときに備え、これまでに大切にしてきたことや、これから誰とどのように過ごしたいか、希望する医療や介護のことなどについて、家族や大切な人、医療・介護関係者とともにあらかじめ考え、話し合いを行い、本人による意思決定を支援する取組のことです。

MCS（メディカル・ケア・ステーション）

医療・介護従事者の多職種連携をサポートする非公開型医療介護連携コミュニケーションツールのこと。利用者の情報や多職種間のやりとりを見ることが可能で、連絡ノートやカルテ等をメンバー間で共有することも出来ます。

カ行

介護医療院

介護と医療ケアが必要な要介護者の長期療養・生活施設です。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護保険のサービス利用者などからの相談に応じ、利用者の希望や心身の状態を考慮して、ケアプランを立て、適切な在宅または施設のサービスが利用できるように、市町村、

在宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行います。

介護保険制度

平成 12 年 4 月から始まった介護を公的に支えるための保険制度で、介護や支援が必要になった場合（要介護・要支援状態）、状況に応じて保健・医療・福祉のサービスを総合的に受けられる制度です。65 歳以上全員と、40 歳から 64 歳までの医療保険加入者が対象となり、要介護認定を受けて介護保険サービスを利用します。

介護予防

高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行うものです。

介護療養型医療施設

長期療養を必要とする要介護者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理にもとづいた介護・機能訓練その他の必要な医療を提供する施設です。介護保険法の改正により、令和 6 年 3 月までにサービスが廃止されました。

介護老人福祉施設

常時介護が必要で、自宅で介護を受けながら生活することが困難な要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、入浴・排泄・食事など日常生活上の介護や、機能訓練、健康管理、療養上の介護を行う施設です。

介護老人保健施設

病状が安定していて、入院の必要はないものの療養が必要な要介護者に対して、医学的管理のもとでの介護や看護、リハビリテーションを行う施設です。

科学的介護情報システム（LIFE）

LIFE とは、Long-term care Information system For Evidence（科学的介護情報システム）の略称で、2021 年の介護報酬改定で導入されたシステムで、利用者の状態やケア内容などを全国規模で蓄積する大規模なデータベースです。全国の介護施設・事業所が LIFE にデータを入力すると、利用者ごとまたは事業所ごとに、ケア内容についての分析・評価結果がフィードバックされます。

居宅サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入をいいます。

ケアプラン

要支援・要介護認定を受けた人に対し、ケアマネジャーがそれぞれの人の心身の状態を考慮して、サービスの種類や内容等、どのような介護を受けるかを定める計画です。

ケアマネジメント

介護保険制度におけるケアマネジメントとは、高齢者自身がサービスを適切に利用できるようにするため、専門家が連携して高齢者及びその家族のニーズに合わせたケアプランを作成し、効果的なサービスを提供することです。

高齢化率

65 歳以上の高齢者人口（老年人口）が総人口に占める割合のことです。一般的に、65 歳以上人口の割合が 7%を超えた社会は「高齢化社会」、14%を超えた社会は「高齢社会」、

21%を超えた社会は「超高齢社会」と呼ばれています。

サ行

サービス付き高齢者向け住宅

住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、介護と医療が連携しケアの専門家による安否確認や生活相談などのサービスを提供する住宅です。

社会福祉協議会

社会福祉法 107 条によって法的根拠をもち、地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者により構成され、住民主体の理念に基づき、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の企画・実施及び連絡調整などを行う、区市町村・都道府県・全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織です。

生涯学習

人々が自らの人生をより豊かなものになりたいと願い、自分に合った学習の方法や内容を自由に選択しながら行う、生涯にわたった学習活動です。

シルバー人材センター

シルバー人材センターは、「高年齢者の雇用の安定等に関する法律」に基づいて、各区市町村ごとに設置されている営利を目的としない公益社団法人です。健康で働く意欲のある高齢者の方々が会員となり、地域の公共団体や民間企業、家庭等から仕事を引き受け、働くことを通して社会に参加することを目的としています。

シルバーピア（都営住宅）

手すりや緊急通報装置など、高齢者向けに設計・建築された都営住宅です。また、入居者の安否確認、緊急時の対応、関係機関への連絡、情報提供等を行えるよう、生活協力員が居住または派遣されています。

生活支援コーディネーター

地域包括ケアシステム構築にあたり、生活支援・介護予防サービスの充実・強化及び高齢者の社会参加を推進するため、生活支援・介護予防サービスの担い手の養成や、地域の支援ニーズと地域資源のマッチングなどを行う地域支え合い推進員のことです。平成 27 年度から都道府県が養成することになっています。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない者について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に支援する制度のことです。

タ行

ターミナルケア（終末期医療）

末期のがん患者など、病気で余命がわずかになった方に対して行う医療・看護・介護的ケアのことです。延命のための治療よりも、身体的苦痛などの緩和を重視した週末ケアのことを指します。

第 1 号被保険者

市内に住所を有する 65 歳以上の方をいいます。施設入所による特例で他市に住所を有する方が被保険者となることもあります。

第三者機関による評価（第三者評価）

利用者でも事業者でもない第三者の（東京都認証）評価機関がサービスの内容・組織のマネジメント力等の評価を行い、その結果を公表する仕組みです。第三者の目から見た評価を行うことで、利用者が自分に合った事業者を選択する目安にできるとともに、事業者自身にとってはサービスの質の向上に向け取組を行うことが出来ます。

第 2 号被保険者

40 歳以上 65 歳未満かつ医療保険加入者をいいます。

団塊の世代

第二次世界大戦直後の数年間のベビーブーム時に生まれた世代。昭和 22 年から 24 年にかけての生まれをいう。他の世代に比べて圧倒的に人口が多いことに特徴があります。

団塊ジュニアの世代

昭和 46 年から 49 年に生まれた、団塊世代の子どもの世代。団塊世代に次いで人口が多い。第二次ベビーブームの世代ともいいます。

地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。具体的には、地域包括支援センター等が主催し、

- 医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めます。
- 個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化します。

- 共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげます。

地域支援事業

高齢者が要支援状態や要介護状態にならないように介護予防を行うとともに、地域における包括的・継続的ケアマネジメント機能を強化するための事業のことをいいます。

地域包括ケア「見える化」システム

厚生労働省が運営する都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画の策定・実行を総合的に支援するための情報システムです。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供されています。

地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関です。平成18年4月の介護保険法の改正に伴い清瀬市では地域包括支援センターを4ヶ所設置しています。

地域密着型サービス

高齢者が認知症や中重度の要介護状態となっても、できる限り住み慣れた自宅又は地域で生活を続けられるように、住んでいる区市町村内で利用できる介護保険のサービスのことです。

通所介護

「デイサービス」とも言い、介護保険事業所等に通い、入浴、食事、健康チェック、日常動作訓練やレクリエーションなどのサービスを受けることができます。

出前講座

職員等が地域へ出向いて、介護予防や介護保険制度等に関する講座を行うものです。

特定健康診査

メタボリックシンドロームの要因となっている生活習慣を改善し、高血圧や脂質異常症、糖尿病等の有病者・予備群を減少させることを目的とした検査のことで、40歳から74歳までの医療保険加入者を対象に実施しています。

特定保健指導

特定健康診査の結果、リスクが高いと判断された人には、自らの生活習慣の課題を認識して、行動変容と自己管理を行うとともに健康的な生活を維持することができるよう、生活習慣の改善を支援するための保健指導を行います。

ナ行

日常生活自立支援事業

（地域福祉権利擁護事業）

判断能力の不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等が地域で自立した生活を送ることができるように福祉サービスや日常的金銭管理に関する援助を行います。

認知症

脳や身体の疾患を原因として、記憶・認識・判断・学習などの知的機能が低下し、自立した生活に支障が生じる状態をいいます。

認定率

被保険者に対する要介護・要支援認定者の割合です。通常は第1号被保険者に対する第1号被保険者の要介護・要支援認定者の割合を指します。

ハ行

バリアフリー

広義では健常者を含むすべての人々に対して、行動などに障壁がない状態を指しますが、一般的には、高齢者や何らかの障害がある人が行動しやすいように、建造物や移動手段に関する障壁が取り除かれることを意味します。

避難行動要支援者登録制度

災害が発生したときや災害の恐れがあるときに、高齢者や障害者などで、人の支援を受けないと避難が困難な方（避難行動要支援者）に対し、地域で安否確認や避難誘導などの支援を行うための仕組みです。

フレイル

加齢に伴い、筋力や心身の活動が低下した状態のことです。

訪問介護

ホームヘルパー（訪問介護員）が利用者の自宅を訪問し、身体介護や家事援助を行うサービスです。

訪問型サービスB

住民主体による支援であり、ボランティアによる生活援護を主体として日常生活に対する援助を行うサービスです。（布団干し、ごみ出し、買い物代行など）

ボランティア

社会福祉において、無償性・善意性・自発性に基づいて技術援助、労力提供などを行う民間奉仕者を指します。

マ行

看取り

近い将来亡くなることが避けられないと判断された人に対し、人生の最期まで寄り添い、尊厳ある生活ができるように支援することをいいます。

ヤ行

有料老人ホーム

食事とその他日常生活上のサービスを提供しています。入居者との介護に係る契約によって、介護付有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、健康型有料老人ホームの3類型に分類されます。

要介護度

要介護状態を介護の必要性の程度に応じて定めた区分のことをいい、「要支援1」・「要支援2」と部分的介護を要する状態から最重度の介護を要する状態まで、「要介護1」から「要介護5」の7区分になっています。

要介護認定

介護給付を受けようとする被保険者の申請によって、要介護者に該当するかどうか、また、該当した場合は要介護度について、全国一律の客観的な方法基準に従って区市町村が行う認定を指します。

ラ行

リハビリテーション

疾病や傷害によって失われた生活機能の回復を図るため、機能障害、能力障害、社会的不利への治療プログラムによって人間的復権をめざす専門的技術及び体系のことをいいます。

5 事業・施策担当一覧

ページ	施策・事業	担当課
29	住民主体の訪問型サービスの充実	介護保険課
29, 40	救急通報システム事業等の実施	福祉総務課
29	地域コミュニティによる移送サービス	介護保険課
31	在宅医療・介護連携推進事業	介護保険課
31	かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及	介護保険課
31	市民向け研修会等の開催	介護保険課
31	医療・介護連携相談窓口の周知	介護保険課
31, 41	市内にある日本社会事業大学・明治薬科大学・国立看護大学校との連携推進	介護保険課
33, 36	認知症総合支援事業	介護保険課
33, 36, 37, 47	地域包括支援センターの役割の周知と運営	介護保険課
33, 40	災害時支援ガイドの普及	福祉総務課
33	本人ミーティングの開催	介護保険課
33	認知症バリアフリーの推進	介護保険課
33	認知症の方を含む高齢者にやさしい地域づくり	介護保険課
33	認知症予防への取組	介護保険課
33	普及啓発活動（若年性認知症についての周知等）	介護保険課
33	認知症の早期発見の仕組みの検討	介護保険課
36	家族介護者への支援	介護保険課
36	相談窓口の充実	介護保険課
36	シニアしっとく講座の開催	介護保険課
36	認知症家族会ゆりの会の開催	介護保険課
36	高齢者虐待防止対策の推進	介護保険課
36, 37	緊急事務管理体制の整備（日常生活自立支援事業の補完）	介護保険課
36	行方不明時の対策の推進	介護保険課
36	ヤングケアラーへの支援の推進	子ども家庭支援センター
37	成年後見制度利用支援事業の推進	介護保険課
37, 40	自動通話録音機等の設置推進	市民協働課

ページ	施策・事業	担当課
37	消費者相談体制の充実	市民協働課
38	自立支援住宅改修費助成事業の実施	福祉総務課
38	借上げ高齢者住宅の提供	福祉総務課
38	都営住宅地元割り当ての提供	福祉総務課
38	シルバーピア（都営住宅）への生活協力員配置	福祉総務課
40	救急情報シート配付事業	福祉総務課
40	地域団体等による見守り活動支援	介護保険課
40	高齢者等の見守り活動に関する協定	介護保険課
40	出前講座や出張相談の実施	介護保険課
40	清瀬市高齢者ふれあいネットワーク事業	介護保険課
40	交通安全に関する教室や講習の実施	介護保険課
40	移送・配食サービス実施団体への助成等	福祉総務課
40	避難行動要支援者登録制度	福祉総務課
40	災害時における福祉避難所の利用に関する協定	福祉総務課
40	福祉避難所連絡会の開催	福祉総務課
41, 46	介護予防・日常生活支援総合事業（※自立支援・重度化防止に向けた取組）	介護保険課
41	サロンマップ等を活用した交流の場の周知（サロンマップ等作成）	福祉総務課
41	多世代が交流できる老人いこいの家・多世代交流施設の有効活用	福祉総務課 市民協働課
41	市内一斉清掃への参加促進	環境課
41	敬老記念の事業の実施	福祉総務課
42, 47	介護予防・日常生活支援総合事業	介護保険課
42	シルバー人材センター運営費補助事業	福祉総務課
42	シニアクラブ活動への支援（健康づくり、友愛活動、社会奉仕活動等）	福祉総務課
43	シルバー人材センターの積極的な周知及び活用	福祉総務課
43	介護サポーター事業の充実	介護保険課
43	ボランティアセンターの活用	市民協働課
43	様々なボランティア活動の広報	福祉総務課
43	就労支援コーディネーターの検討	介護保険課
44	きよせカレッジの開催	生涯学習スポーツ課

ページ	施策・事業	担当課
44	生涯学習メニューの情報発信（指定管理者へ委託）	生涯学習スポーツ課
44	出前講座による介護保険、福祉サービスの市民説明の実施	介護保険課
45	健幸大学の講演会等の実施	健康推進課
45	各種健康教室・健康相談の実施	健康推進課
45	フィットネスルームの運営（トレーニング、ストレッチ・体操）	健康推進課
45	保健師等による地域健康づくり支援	健康推進課
45	健康づくり推進員等、健康サポーターの育成及び協働による地域健康づくりの推進	健康推進課
45	特定健康診査、後期高齢者医療健康診査、特定保健指導の実施	保険年金課
45	結核健診、各種がん検診、成人歯科健診の実施	健康推進課
45	高齢者インフルエンザワクチン定期予防接種の実施	健康推進課
45	高齢者肺炎球菌ワクチンの定期予防接種の実施	健康推進課
46	シニアクラブ健康づくり活動支援	福祉総務課
46	よろず健康教室の実施（軽体操、ストレッチ）	福祉総務課
46	出前講座や出張相談等の実施による総合事業の普及啓発	介護保険課
47	生活支援体制整備事業の推進（※自立支援・重度化防止に向けた取組）	介護保険課
47	ボランティアの育成	介護保険課
48	公共施設の貸出、公園、老人いこいの家等の活用	福祉総務課
48	よろず健康教室による軽運動や体操の実施	福祉総務課
48	シニアクラブによるスポーツ大会や健康ウォーキング等の実施	福祉総務課
48	その他各種スポーツ事業の実施	生涯学習スポーツ課
62	介護給付等費用適正化事業	介護保険課
65	介護人材不足の実態把握	介護保険課
65	介護職員等永年勤続表彰	介護保険課
65	介護人材の専門性や技能のPR	介護保険課
65	介護はじめの一步研修	介護保険課
65	おしごと相談会	介護保険課
65	初任者向け研修、ブラッシュアップ研修の実施	介護保険課
65	シニアの力・循環プロジェクト	介護保険課

清瀬市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

令和6年3月

発行 清瀬市 生涯健幸部 介護保険課

〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目 842 番地

TEL 042-492-5111（代表）

ホームページ <https://www.city.kiyose.lg.jp/>